第5次福島町総合計画

計画期間 平成28年度~令和5年度

令和元年 1 2 月改訂版 北海道 福島町

元気で笑顔のあふれる福島町をめざして

福島町は、北海道漁業のさきがけとして拓かれた津軽海峡と大千軒岳に抱かれ、四季折々の豊かな自然の恵みを受けて、現在の"ふるさと福島"を築き上げてきました。

私たちは、先人たちが幾多の困難を乗り越えて、つないできた自然・産業・歴史・文化を誇りとして、未来を担う子供たちに引き継ぐため、まちづくり基本条例に基づき、まちづくりの主体である町民と、町民からまちづくりを託された議会・行政が一体となって「協働によるまちづくり」を行っております。

しかし、日本の総人口がこれまで経験したことのない減少時代を向かえ、当 町ではより厳しい状況が待ち受けており、地域の自主・自律を維持するために も、地域全体で人口減少という荒波に立ち向かう覚悟を示す必要があります。

このような状況の中、平成25年度に策定した「総合計画の策定と運用に関する条例」に基づき、本町の新たな将来像となる「第5次福島町総合計画」を 策定いたしました。

この計画は、まちづくりのテーマを「力を合わせ 新たな時代を築き 次代につなぐ福島〜継承・変革・創造〜」として、今住んでいる私たちが輝くことで、これから生まれくる子どもたちへ、新たな時代をつなげていくまちづくりをめざすものといたしました。

具体的には、未来を担う子どもたちの負担をできるだけ少なくするため、健全な財政運営に心がけながら、"まち"の維持・発展のため、まちづくりのエンジンとなる人を育て、産業を再生することで雇用を創出し、地域の宝である子ども、子育てを地域全体で支え、今ここに住む私たちが、がん等の病気に負けないで一人ひとりが健康に暮らし、高齢者が安心していつまでも暮らせるような施策を重点に推進してまいります。

第5次総合計画の策定にあたりまして、ご審議いただきました「福島町総合計画審議会」委員の皆様をはじめ、多くの貴重なご意見・ご提言をいただきました町民の皆様に心よりお礼申し上げます。

平成28年3月

福島町長 鳴海 清春



もくじ

Ι (よじめに	1
1	策定の趣旨	1
2	計画の構成と期間	2
3	町の概況	3
4	新たなまちづくりへの期待と課題	6
п	基本構想	9
1	まちづくりのテーマ	10
2	5 つの基本方向	10
3	人口の指標	11
4	まちづくり項目の位置づけ(施策の大綱)	12
5	計画の運用	14
6	財源の確保と適切な運用	15
44 4 3		
第Ⅰ	章 産業の再生による雇用の創出・次世代を担うリーダー等の育成(産業・人材育成)	16
第1 9	章 産業の再生による雇用の創出・次世代を担うリーダー等の育成(産業・人材育成) 水産業・水産加工業	
_		16
1	水産業・水産加工業	16 20
1 2	水産業・水産加工業 農業	16 20 24
1 2 3 4 5	水産業・水産加工業	16 20 24 26
1 2 3 4	水産業・水産加工業 農業 林業 商工業、地場産品	16 20 24 26
1 2 3 4 5 6	水産業・水産加工業	16 20 24 26 28
1 2 3 4 5 6	水産業・水産加工業	16 20 24 26 28 32
1 2 3 4 5 6	水産業・水産加工業	
1 2 3 4 5 6	水産業・水産加工業	
1 2 3 4 5 6	水産業・水産加工業	
1 2 3 4 5 6 第2 1 2 3	水産業・水産加工業	

第3	3 章 豊かな環境と若者等の定住対策・子育て環境の充実(生活環境・定住対策)	46
1	L 土地利用	46
2	2	48
3	3 公園・緑地、景観、環境美化	50
4	4 ごみ処理、リサイクル	52
5	5 水道、排水・し尿処理	54
6	5 道路網	56
7	7 公共交通、情報通信	58
8	3 住宅	60
ç	9 児童福祉、子育て支援	62
1	L O 火葬場、墓地	66
1	L 1 防災	68
1	L 2 消防・救急	70
1	L3 交通安全・防犯	72
第4	1章 学び合い、たくましい人を育てる(教育・文化)	74
1	L 生涯学習(推進体制)	74
2	2 幼児教育、学校教育	76
3	3 社会教育、青少年の育成	80
4	1 スポーツ	82
5	5 芸術文化、文化財	84
6	5 地域間交流、国際化	88
第5	5 章 協働のまちづくり・行財政運営の充実(住民活動、行財政)	90
	l コミュニティ	
2	2 まちづくり活動、女性の参画	92
3	3 広報・広聴、情報発信	94
4		
5	5 財政運営	102
ϵ	5 広域行政	104
IV	資料編	106
	(1)福島町総合計画の策定と運用に関する条例	106
	(2)福島町総合計画審議会委員名簿	108
	(3)答申書	109





I はじめに

1 策定の趣旨

福島町では、これまで4回にわたって総合計画を策定し、それぞれの時代に応じたまちづくりを進めてきました。

計画名	計画の期間(年度)
-----	-----------

「福島町総合開発計画」	昭和 51 年~昭和 60 年	(1976年~1985年)
「新しい福島町総合開発計画」	昭和61年~平成7年	(1986年~1995年)
「第3次福島町総合開発計画」	平成7年~平成 16 年	(1995年~2004年)
「第4次福島町総合計画」	平成 18 年~平成 27 年	(2006年~2015年)

これまでの取り組みにより、道路や住宅をはじめとする社会基盤の整備が進み、生活環境が 着実に向上するとともに、産業面でも漁港や関連施設の整備が進められ、基幹産業である水産 業の生産基盤などが充実されてきました。

また、周辺地域では、函館江差自動車道や北海道新幹線などの高速交通ネットワークの整備も進められています。

一方では、町内の産業構造の変化や昭和 60 年の青函トンネル工事終了後の社会的要因等による人口減少に歯止めがかからず、少子高齢化が急速に進みつつあり、過疎・高齢化への対応や安心・安全な暮らしの確保が求められています。産業面では、資源の保全と持続可能な活用、雇用の場や担い手の確保が喫緊の課題となっています。

また、財政状況が厳しさを増すなかで、多様化するニーズに対応しながら地域の活力を維持していくために、町民と行政が一体となってまちづくりを進めることが求められています。

このような背景をふまえ、第4次総合計画に引き続き、中長期的な視点で本町のまちづくりを総合的に考え、「第5次福島町総合計画」を策定しました。

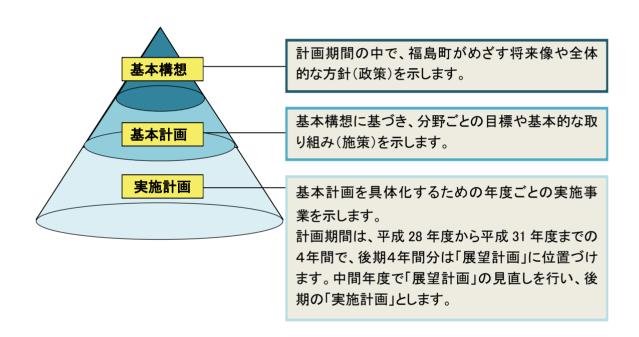
なお、「第5次福島町総合計画」は、平成 21 年に制定した「まちづくり基本条例」の基本 理念や平成 25 年に制定した「総合計画の策定と運用に関する条例」に基づき、策定していま す。

2 計画の構成と期間

「第5次福島町総合計画」は、町民と議会及び行政がお互いに協力し協働のまちづくりを進めていくための最も上位に位置づけられる計画です。

また、計画期間は時代の変化と町民の二一ズを見据え、平成 28 年度から平成 35 年度までの8年間とし、前期計画を平成 28 年度から平成 3 1 年度までとします。

なお、本計画は「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成され、それぞれの内容は次のとおりです。



※上記のほか、事業ごとの目的や財源内訳、事業内容などを 定める「事業進行管理表」を作成します。

3 町の概況

(1) 立地、自然など

福島町は、渡島半島の南端にあります。

面積は 187.28km²で、東は知内町、西は松前町、北は大千軒岳(1,072m)を挟んで上ノ国町と接しています。

津軽海峡に面した海岸は、東の矢越岬から西の白神岬まで、変化に富んだ美しい景観に恵まれ、北海道最南端の道立自然公園に指定されています。

気候は、対馬暖流の影響を受けて、年間を通じて道内では比較的温暖な気候に恵まれています。

交通網としては、町内に函館市を起点とした国道 228 号が幹線道路となっています。

公共交通機関としては、函館・木古内・松前間に路線 バスが運行されています。





(2)沿革

町内各地から、縄文時代の遺跡が発見されていますが、文献では、1189 年(文治5年)に奥州藤原氏の一族が海を越え、定住したことにはじまると言われています。

漁業を中心に、5つの村(福島村、白符村、宮歌村、吉岡村、礼髭村)が形成されていましたが、明治維新後、町村制の施行によって福島町と吉岡村になりました。その後、1955年(昭和30年)に福島町と吉岡村が合併し、現在の福島町が誕生しました。

1963 年(昭和 38 年)には、北海道と青森を結ぶ青函トンネル工事が始まり、北海道側の工事基地となった本町は、「トンネルの町」として工事とともに歩んできました。

1985年(昭和60年)の工事完了後は、イカやマグロをはじめとする沿岸漁業や、養殖コンブを中心とした栽培漁業、水産加工業を基幹産業としています。

また、本町は「第 41 代横綱千代の山」「第 58 代横綱千代の富士」の二人の横綱の出身地であり、「女だけの相撲大会」や「千代の富士杯争奪相撲大会」などの行事が行われ、夏に

は九重部屋力士の合宿が町内で行われるなど、相撲をテーマとした「横綱の里づくり」を推進しています。

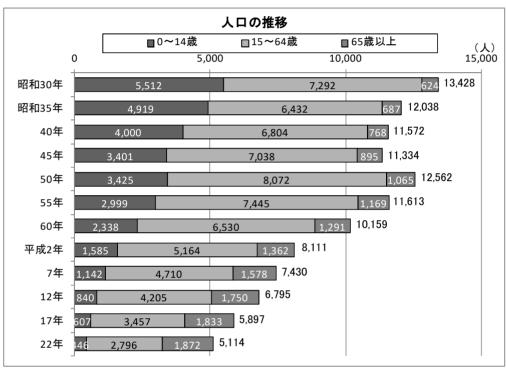
「トンネルの町」と「横綱の里」のシンボルとして、町内には「青函トンネル記念館」と「横綱千代の山・千代の富士記念館」があり、隣接する道の駅とともに観光・交流の拠点となっています。

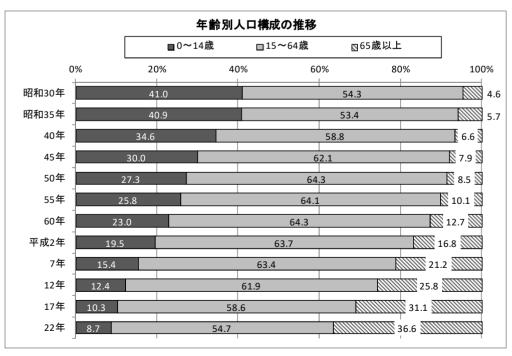


(3)人口の推移

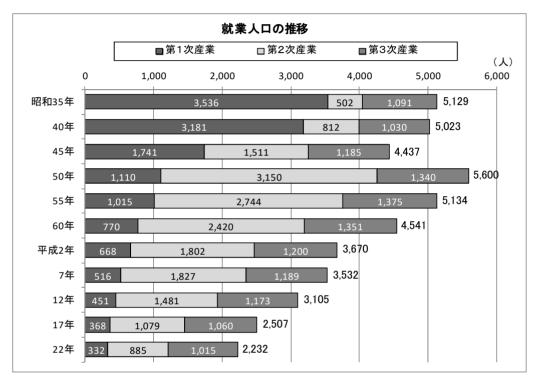
国勢調査による福島町の総人口は、昭和30年(1955年)の13,428人をピークに減少しはじめ、青函トンネル工事着工後は1975年(昭和50年)に増加するものの、その後、減少となりました。青函トンネルの完成後、工事関係者の転出が一段落した後も継続的に減少しており、2010年(平成22年)には、5,114人となっています。

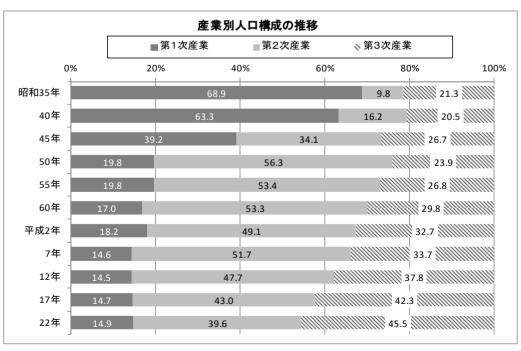
年齢別人口構成については、0~14歳の構成比が低下し、65歳以上の構成比が高まるという少子高齢化が急速に進んでいます。なお、平成 22 年の住民基本台帳(9 月末)の人口は5,216人で、102人の差がみられます。





産業別就業人口については、1965年(昭和40年)までは第一次産業の就業人口が3,000人以上(6割以上)を占めていましたが、青函トンネル工事の進捗状況とともに第2次産業の就業人口が増加し、1970年(昭和45年)から1975年(昭和50年)の間に倍増しました。その後、人口の減少とともに就業人口も減少傾向にありますが、産業別の構成比では、第1次産業の割合は横ばいが続き、第2次産業の割合が縮小する一方で、第3次産業の割合が拡大する傾向にあります。





4 新たなまちづくりへの期待と課題

急速な人口減少と高齢化による影響を抑制していく

我が国の総人口は、2008年(平成20年)をピークに減少期を迎えました。

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2048 年(平成 60 年)には 1 億人を割り、2060年(平成 72年)には8,674万人になると見込まれています。年齢3区分別構成比は、生産年齢人口(15~64歳)の割合が減る一方、老年人口(65歳以上)の割合が高まっており、高齢化率(高齢者人口の総人口に対する割合)は、2013年(平成25年)には25.1%、45年後の2060年(平成72年)には39.9%となることが見込まれています。

福島町では、1990年(平成2年)から20年間で総人口が37%減少しており、その減少率は、北海道(-2%)や渡島総合振興局管内(-11%)を大幅に上回る数値となっています。年齢3区分別構成比においても、本町は北海道平均及び渡島管内平均を大きく上回る「少子高齢化」の進行状況にあります。

人口減少と少子高齢化の進行は、地域の産業や福祉、コミュニティ機能など、まちづくりのさまざまな面にマイナスの影響を及ぼすことが多く、進行のスピードが速い本町では、対策が急務であるといえます。

人口減少と少子高齢化を即時に食い止めることは難しいですが、生産年齢人口の確保や健康寿命(医療や介護を必要とせず自立した生活ができる生存期間)の延伸、過疎や少子高齢化に対応した地域福祉、子育て支援など、一過性ではない地道な取り組みが必要です。

町民の不安を把握し、解消していく

食べ物や生活環境などを語るうえで「安心」「安全」という言葉が定着しつつあります。 食においては、食の安全性を重視する消費者が増え、産地や生産方法などへの関心が高まっ ています。

生活環境面では、「便利に暮らせる」だけでなく「安心して暮らせる」ことへのニーズが高くなっています。安心への価値観は多様ですが、東日本大震災を体験し、地震・津波をはじめ局地的大雨やそれに伴う土砂災害などが増えている我が国では、災害から身を守る意識が非常に高まっています。

福島町でも、アンケート結果によると、まちづくり分野の中で最も重要度が高く示されたのは「防災」であり、災害に強いまちづくりが求められています。また、老後の生活に不安を持っている町民も多く、これらの不安を解消することが、本町にとって「安心なまち」につながることと思われます。

地域全体の課題として、災害への備えをより一層進めるとともに、世代や家族構成、職業や地域などで異なる町民の不安を把握し、細やかに取り除いていくことが必要です。

美しいまち、美しい海を次代に継承していく

二酸化炭素の増加などによる世界的な温暖化や異常気象、生態系の破壊、開発・乱獲による資源の枯渇、空気や海、土壌の汚染など、環境に関わる問題が深刻化しています。このようななか、身近な生活から環境を考え、保全に向けた活動を行っていこうという気運や取り組みが広がっています。

福島町では、アンケートによると、「ごみの収集・リサイクル」「海や海岸の景観、美しさ」などへの満足度は高く、参加したい地域活動として「社会福祉活動」に次いで「リサイクル

活動やエコ活動」があげられています。今後も、環境保全への意識を高め、豊かな自然を守る取り組みを町全体に広げていくことで、美しいまちへの満足度がより一層高まるとともに、対外的にも本町の魅力となっていくと思われます。

また、水産業が基幹産業である本町では、海を取り巻く環境保全や資源の保護は特に重要な課題であることから、資源管理型の水産業や海の保全を目的とした植林などに取り組んでいます。今後も、豊かな海を次代に引き継ぎ、持続可能な水産業の基盤を築いていくことが、非常に重要です。



地域資源を見直し、新たな価値を生み出す

「ものの豊かさから心の豊かさへ」「早さ・便利さからゆっくり・じっくりへ」など、一人ひとりの価値観が多様化しています。ものへのこだわり、住む場所や観光地に求める価値観も多様化しており、地域の資源や個性を生かした商品やサービスの開発、定住対策、観光振興などが、全国各地で行われています。

福島町は「トンネルのまち」「横綱のまち」「スルメのまち」として、特に観光面で町をアピールしてきましたが、本町の持ち味となっている地域資源や町外に誇れる取り組みは、まだ多くあります。地域の資源や魅力を価値あるものとして対外的に売り出していくことにより、観光・交流や物産販売などを活性化し、地域経済を振興していくことが求められています。

また、本町の資源や特性を生かせる企業や人材を誘致したり、町民による新たな経済活動への取り組みを支援するなど、雇用の場を拡大することが求められています。

子どもたちが活躍し、夢が持てるまちにする

過疎化、少子高齢化が進むことにより、まちづくりの担い手不足が深刻化している地域が 増えています。このようななか、子どもたちにまちづくりの関心を高めてもらい、ともに地 域の課題を考えたり、まちづくり活動をする取り組みが増えています。

福島町では、アンケートによると、地域活動やボランティアへの参加に関心を持つ中高生は過半数にのぼり、内容としては、まつりやイベントの手伝い、子どもの遊び相手、スポーツや運動での健康づくり、高齢者等の支援活動などが多くを占めています。「まちづくり基本条例」においても、子どもも年齢にふさわしいまちづくりに参加できることが定められており、関心を持つ子どもたちが、まちづくり活動に関わることができる機会やしくみを広げ

ていくことが必要です。

また、アンケートでは、町内に住みたい、一度は町外に出てもまた戻ってきたいという中 高生は約6割を占めます。そのような子どもたちのためにも、まちの良さを伸ばすなかで、 まちに誇りを持ち、働く場所や住む場所に夢が持てるよう、必要な環境を整えていくことも 重要です。

グローバル化を地域活性化に生かす

人、もの、金、情報の流れやつながりは、交通・情報ネットワークの拡大により、地球規模で動いています。インターネットを通じて情報の収集や発信を世界中と行えるようになり、 商品やサービスのやりとりも、国の枠を超えて行われることが普通になりました。

海外から訪れる外国人も増加傾向にあるなか、北海道は特に海外から人気の高い観光地となっており、外国人受け入れの取り組みが進んでいます。特に道南地域では、北海道新幹線の開業を地域経済活性化の契機としてとらえ、国内外からの観光客をターゲットとした取り組みが活発化しています。

福島町には、美しい海岸線や新鮮な水産物、新幹線で再び注目される青函トンネル、日本の国技である相撲の記念館など、外国人にとっても魅力的な資源がたくさんあります。町外に対する情報発信、観光振興、物産の開発・販売などを積極的に行っていくことが必要です。

相互の理解と信頼を深め、経営の視点に立って行政運営を行う

町民により身近な行政が、地域住民とともに、自らの判断と責任で地域の実情に沿ったまちづくりを進めていくため、中央集権から地方分権、地域主権へと、地域づくりの考え方が変化してきています。

福島町では、「まちづくり基本条例」及び「議会基本条例」により、町民、議会、行政相互の連携と役割分担によるまちづくりを進めています。

アンケートによると、行政(まちづくり)に関心がある町民は少なくないものの、自分たちの意向がまちづくりに反映されているという実感は低い状況にあります。また、審議会や各種懇談会などで積極的に意見を述べることには消極的ですが、意見を伝える機会には満足していません。審議会や各種懇談会以外にも、幅広く声を聴いたり、意見を交わす場を広げ、相互の理解と信頼を深めていくことが求められています。

また、厳しい財政状況が続くなか、持続可能な行政運営を進めていくには、町を一つの企業として「経営」していく視点が求められています。

本町においても、まちづくりの目標や取り組みの目的を共有し、それらを達成するための 事業の優先づけや取捨選択、さらには実施した事業の評価、改善を行いながら、より効果的 にまちづくりを進めていくことが必要です。

Ⅱ 基本構想

福島町が目指すまちづくりは、まちづくり基本条例第3条に掲げる「5つのまちづくりの目標」によって進められています。

まちづくり基本条例に掲げる「5つのまちづくりの目標」

(まちづくりの目標)

- 第3条 わたしたち町民は、町民憲章を基に、次のとおりまちづくりの目標を 定めます。
 - (1)健康で、たがいに尊重し、楽しい家庭をつくります。
 - (2) きまりを守り、助け合い、明るいまちをつくります。
 - (3) 自然を愛し、環境をととのえ、美しいまちをつくります。
 - (4) 知性を高め、文化を育て、学びあうまちをつくります。
 - (5) 生産の工夫をし、元気に働き、豊かなまちをつくります。

この「5つのまちづくりの目標」は、福島町が目指す普遍的な目標であり、これら目標の実現に向け第5次福島町総合計画における、今後8年間において重点施策を次のとおり定めました。



重点的に行う施策

- ・次世代を担うリーダー等の育成
- ・産業の再生による雇用の創出
- ・若者等の定住促進と子育て環境の充実
- ・がん予防対策の充実
- ・高齢者等の安心安全な生活環境の充実
- ・地域資源を活用した交流人口の促進
- ・第2青函トンネル構想の実現

1 まちづくりのテーマ

福島町は水産業を基幹産業としながらも、青函トンネル工事の基地を担うなど、大きな歴史の波を受けながら、今日に至っています。

国内的には、景気回復の兆しが見られると言われていますが、大都市部への人や経済の集積はさらに進み、多くの地方においては過疎化の流れは変わらず、厳しい状況が続いています。 本町においても、現在の厳しい状況は今後も当面続くことが予想されますが、決して現状を悲観することなく、地域の資源や可能性に目を向けて、今まで以上に知恵を出し合い、力を合わせて挑戦していくことが必要です。

先人が築いてきた歴史や基盤を大切にしながらも、新たな視点を加え、今住んでいる私たちが輝くことで、「住んでいてよかった」「これからも住み続けたい」「住んでみたい」と思えるまちづくりを進めます。

そして、今住んでいる私たちから、これから生まれくる子供たちへ、新たな時代につなげて いくまちづくりをめざします。

まちづくりのテーマ

力を合わせ 新たな時代を築き 次代につなぐ福島 ~継承・変革・創造~

2 5つの基本方向

上記のまちづくりテーマを基本姿勢として、まちづくり分野ごとの基本方向を、次のように 定めます。

産業・人材育成の分野	産業の再生による雇用の創出・次世代を担うリーダー等の育成
まちづくりの目標	生産の工夫をし、元気に働き、豊かなまちをつくります。
保健・医療・福祉の分野	町民の安心安全な暮らし・がん予防対策の充実
まちづくりの目標	健康で、たがいに尊重し、楽しい家庭をつくります。
生活環境・定住対策の分野	豊かな環境と若者等の定住対策・子育て環境の充実
まちづくりの目標	自然を愛し、環境をととのえ、美しいまちをつくります。
教育・文化の分野	学び合い、たくましい人を育てる
まちづくりの目標	知性を高め、文化を育て、学びあうまちをつくります。
住民活動、行財政の分野	協働のまちづくり・行財政運営の充実
まちづくりの目標	きまりを守り、助け合い、明るいまちをつくります。

3 人口の指標

国立社会保障・人口問題研究所が 2010 年(平成 22 年)の国勢調査結果(性別・年齢別人口)を基準値として 2040年(平成 52 年)まで算出した推計(社人研推計)によると、2015年(平成 27 年)は 4,449 人、2020年(平成 32 年)は 3,888 人、2025年(平成 37 年)は、3,353 人という結果となります。

一方、福島町人口ビジョン・総合戦略による「本町がめざす将来人口」では、2020 年(平成 32 年)が 3,877 人、2025 年(平成 37 年)は 3,388 人という結果になっています。

この推計法は、5年ごとの数値で算出されるため、第5次総合計画の目標年次である 2023 年(平成 35 年)の数値を按分*で示すと、上記の本町がめざす将来人口は 3,584 人となります。

この推計値をふまえつつ、本計画の終了年次である 2023 年(平成 35 年)の目標人口を、3,600 人に設定します。

※按分とは、5年間の変化が一定(等間隔)であると仮定し、5年おきに推計された人口をもとに、その間の各年の人口を按分により算出しているということです。

目標年次

実績値 推計值 2005 1995 2000 2010 2015 2020 2021 2022 2023 2024 2025 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 (H7) (H12) (H17) (H22) (H27) (H32) (H33) (H34) (H35) (H36) (H37) 国勢調査実績値 7,430 6,795 5,897 5,114 社人研推計 4,449 3,888 3,353 福島町が 4,407 3,681 3,877 3,779 3.584 3,486 3,388 めざす推計

4 まちづくり項目の位置づけ(施策の大綱)

(1) 産業の再生による雇用の創出・次世代を担うリーダー等の育成(産業・人材育成)

豊かな地域資源を守り増やしながら、今ある産業をより安定したものにするとともに、積極的な産業振興による地場の生産力の向上を図り、地域力を高め、産業を軸に町内の経済が循環することで、町の活力を生み出します。

町づくりは、「人づくり」との視点から、次世代を担うリーダー等の育成を積極的に進め あらゆる分野の人づくりを進めます。

[位置づけられるまちづくり項目]

1 水産業・水産加工業

2 農業

3 林業

4 商工業、地場産品

5 観光・交流

6 産業創造と雇用労働対策

(2) 町民の安心安全な暮らし・がん予防対策の充実(保健・医療・福祉)

小さな町だからこそできる、目配り・気配り・心配りを大切にしながら、町民それぞれが 感じる不安や悩みを解消します。町民一人ひとりの健康が町を元気にする、町民が健康でい きいきと暮らせるように予防対策を重点とし、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

「位置づけられるまちづくり項目]

1 保健予防、健康づくり

2 地域医療

3 地域福祉

4 高齢者の福祉

5 障がい者の福祉

6 生活福祉、社会保障

(3) 豊かな環境と若者等の定住対策・子育て環境の充実(生活環境・定住対策)

海や山など美しい自然環境を守りながら、環境の保全や美化につながる取り組みを進め、 うるおいを感じられるまちづくりを進めます。

人口減少に歯止めをかけるため若者等の定住につなげる住環境の整備と地域全体で子育てを支えるための、子育て世代への支援を充実し、各世代が住み良さを実感できる住環境が広がるまちづくりを進めます。

「位置づけられるまちづくり項目]

1 土地利用

2 自然保護、環境共生

3 公園・緑地、景観、環境美化

4 ごみ処理、リサイクル

5 水道、排水・し尿処理

6 道路網

7 公共交通、情報通信

8 住宅

9 児童福祉、子育て支援

10 火葬場、墓地

11 防災

12 消防·救急

13 交通安全·防犯

(4) 学び合い、たくましい人を育てる(教育・文化)

確かな学力の向上に加えて、福島町ならではの地域の特色を生かした教育により、豊かな 心を育てるまちづくりを進めます。

世代や地域、職業などをこえて、ともに学び楽しめる機会を通じ、町民相互の交流や自主的な学習・スポーツ活動を促していく、生涯学習のまちづくりを進めます。

[位置づけられるまちづくり項目]

- 1 生涯学習(推進体制)
- 2 幼児教育、学校教育
- 3 社会教育、青少年の育成
- 4 スポーツ
- 5 芸術文化、文化財
- 6 地域間交流、国際化

(5) 協働のまちづくり・行財政運営の充実(住民活動、行財政)

コミュニティや活動組織の自主性を尊重しながら、各種まちづくり活動を支援するとともに、それらの活動がより活発に行われるよう、協働のまちづくりを進めます。

地域の課題をふまえ、めざすまちの姿をイメージしながら事業を考え実施していくことにより、限られた予算や人員体制の中で、効率的で効果の高い行財政運営を行います。

[位置づけられるまちづくり項目]

- 1 コミュニティ
- 2 まちづくり活動、女性の参画
- 3 広報・広聴、情報発信
- 4 行政運営
- 5 財政運営
- 6 広域行政

5 計画の運用

この計画は、まちづくりの最上位の計画であり、本町が進める政策や各種事業の根拠となる ものです。

運用については、「福島町まちづくり基本条例」及び「福島町総合計画の策定と運用に関する条例」に基づき、次のように進めていくこととします。

- ○本町が進める政策等は、本計画に基づき予算化することを原則としています。
- ○政策等に基づいて予算化された事業は、その進捗状況を管理し、公表します。
- ○社会経済状況の変化等に対応できるよう、計画内容の変更が必要と判断した場合*1は、政策等の追加や変更、廃止など、総合計画を柔軟に見直します。
- ※1 想定される場合として、「自然災害等の緊急事態が発生した場合」「国の経済・財政対策等の緊急政策への展開が図られた場合」「社会経済情勢の急激な変化への対応が必要になった場合」「町長が交代し、その公約を反映する場合」「その他町長が特に認める場合」があります。

なお、実施計画(事業進行管理表^{*2}を含む)は、財政との連動を重視し、事業の進捗状況 や効果、緊急性、社会経済状況の変化などをふまえ、毎年度ローリング方式^{*3} により残期間 の改訂を行うこととします。

また、後期期間の実施計画を策定する際には前期期間について、次期(第6次)総合計画を 策定する際には本計画期間について、総合的に検証し、その結果をふまえて策定することとし ます。

- ※2 事業進行管理表とは、実施事業の具体的内容や進捗状況等を記載した書面で、町民へ公表する資料です。
- ※3 ローリング方式とは、現実と計画のずれを防ぐために修正や補完などを行うことです。

6 財源の確保と適切な運用

国・地方を問わず、長引く景気の低迷により税収が減少する一方、少子高齢化の進行に伴う 社会保障費の増大などにより、財政状況は年々厳しさを増しています。

福島町の財政は、町税などの自主財源が乏しく、地方交付税や国庫支出金などの依存財源に頼らざるを得ない状況にあり、不安定、不透明な財政構造になっています。

このようななかで、これまでも、「自立プラン」や「まちづくり行財政推進プラン」を策定し、行財政の改革と財源の確保に努めてきたところですが、今後、本計画を指針とするまちづくりを着実に進めていくため、一層の行政コストの削減と自主財源の確保に向けた取り組みを強化するとともに、各事業の実施に当たっては、より効果的な財源の確保に努めることとします。

計画期間内における財政運営の方針として、国の地方交付税の動向により町の財政は大きく左右される状況にあることも踏まえ、財政調整基金残高 10 億円の維持を目標に財政計画と実施計画をまとめ、未来を担う子供たちの負担をできるだけ少なくすることとします。

また、町民と行政の相互理解のもと、常時、事務事業の改善に取り組むとともに、「選択と 集中」の視点を重視して年度ごとの事業の採択と予算の編成を行い、費用対効果の高い健全な 財政運営を進めていきます。

Ⅲ 基本計画

第1章 産業の再生による雇用の創出・次世代を担うリーダー等の育成(産業・人材育成)

1 水産業・水産加工業

関連する 個別計画

- ●第3種福島漁港整備計画(特定漁港漁場整備事業計画)
- ●第2種吉岡漁港整備計画(水産物供給基盤機能保全事業)
- ●福島地域マリンビジョン計画(平成 27 年度~35 年度)
- ●福島町食育計画

【基本目標】

- ◎「育てる漁業」を中心に、前浜資源を守り育て、安定的に生産できる漁業をめざします。
- ◎水産物のブランド化や加工品としての利用拡大により、付加価値を高めます。

区分	現状
振興計画	・マリンビジョン計画を基本とし、漁業協同組合等と共に水産振興を図っています。 ・漁業協同組合が中心となり、「浜の活力再生プラン」を策定しています。
漁場	・漁場の保全を目的に、町民植樹会の一環として「お魚殖やす植樹会」を開催しています。・ウニやアワビの餌とならない雑海藻繁茂地帯が拡大しているため、漁業者自らが除去活動を行い漁場の保全活動を行っています。
漁港	 ・町内には第3種漁港の福島漁港(福島地区、浦和地区・白符地区)をはじめ、第2種漁港の吉岡漁港、第1種漁港の岩部漁港があります。 ・福島漁港(福島地区)は町の中心にあり、沿岸漁業をはじめイカ釣り漁船の陸揚げや補給のための重要な役割を果たしています。福島漁港の分港区である白符地区及び浦和地区は、沿岸漁業の基地としてコンブ養殖漁業やウニ・アワビ等の浅海漁業の漁船が利用しています。 ・吉岡漁港は福島吉岡漁協の本所があり、マグロをはじめとした町内の水産物流通の中心的役割を担っています。 ・岩部漁港は、地区漁業者が減少していく中で、漁船の休憩港としての役割や災害時に対応する漁港としての重要な役割を担っています。 ・町内のいずれの漁港でも、岸壁の経年劣化や漁業関連施設の老朽化が進んでいます。
漁港関連施設	 ・越波防止を目的とした横綱ビーチ(北海道施設)があり、町で管理を行っています。 ・福島漁村環境改善総合センター、吉岡漁村環境改善総合センターを管理しています。 ・みなと交流館は、密漁監視や漁業者等のトイレ提供のほか、漁港工事会社事務所として、長年使用されています。

目標とする指標	現状/R 元	R2	R3	R4	R5
漁業協同組合員数(人)	166	164	162	160	158
漁業協同組合取扱金額(百万円)	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
コンブ生産量(t)	500	500	500	500	500
水産業担い手支援者数(人:累計)	23	23	25	27	29
水産物地域ブランド化取組件数(件)	3	5	5	5	5

課題

- 類似した計画を漁業協同組合と町が持っているため、連携が必要です。
- ●自然を守り育てていく意識や、山と海がつながっていることへの理解を高めていく必要があります。
- ●雑海藻繁茂の拡大を抑えること、また、キタムラサキウニの生息密度を管理し、磯焼けの対策を行う必要があります。
- ●越波がひどい防波堤については嵩上げ等の改修が必要です。
- ●施設の老朽化や漁業者の高齢化が進み、陸上での作業が負担になっています。
- ●冬期間や炎天下での作業環境の改善や、安全 に利用できる岸壁の整備が必要です。
- ●衛生管理上、屋根付き岸壁の早期整備が求め られています。
- ●漁港内の漁業関連施設である製氷貯氷施設が 老朽化しており、整備が必要です。
- ●安全に利用できるよう、施設管理に努める必要があります。
- ●両センターは、昭和50年代に建設され、老 朽化が進んでいます。
- ●みなと交流館の利用促進を図る必要があります。

施策

- ①安定的に生産が可能な漁業の確立のため、関係機関等と連携しながら「浜の振興計画」を 策定し、漁業振興を図ります。
- ①植樹を通じて、漁場を保全するとともに、森から海へ、そしてまた森へ、山と海のつながりを理解してもらうため、今後も継続して植樹会を行います。
- ②漁業者が組織する漁場保全組織の支援をはじめ、磯焼け対策としてキタムラサキウ二等の 生息密度管理を行い、限られた漁場の有効活 用を図ります。
- ①整備計画に基づき、各漁港の整備を進めます。
- ②利用状況をふまえ、冬や炎天下でも衛生的で 高齢の漁業者でも作業しやすい環境をめざし ます。
- ③老朽化している岸壁を改修します。
- ④老朽化している製氷、貯氷施設を整備し、漁 業者の所得向上を図ります。
- ①横綱ビーチの適切な維持管理を行います。
- ②吉岡漁村環境改善総合センターは、耐震調査 を行い現在のニーズに即した施設への転用が 可能か検討します。福島漁村環境改善総合セ ンターは適切に維持管理を行います。
- ③みなと交流館の活用については、地場産業の 振興も視野にいれながら、対応します。ま た、引き続き適切な維持管理を行います。

区分	現状
漁船漁業	・イカやマグロなどが水揚げされており、イカは主にスルメの原料に利用され、 マグロは「海峡マグロ」として出荷されています。
栽培型漁業	・養殖コンブは、漁業生産額の6割を占める福島町の基幹漁業となっています。
	・種苗として、アワビやウニ、ナマコを育成し、放流しています。
	・青函トンネルの湧水を利用し、現在まで数種類の魚種で養殖試験を行っていま す。
加 工 品 、 直 売、地産地消	・昆布の付け根の部分である「ガニアシ」の加工試験を実施しています。 ・冬季に採れる若い昆布を「やわらか昆布」として加工、販売しています。 ・ウニを塩水パック詰めに加工し、販売しています。 ・地元で水揚げされた水産物を購入できる機会が限られています。
漁業振興、担 い手育成	・気候変動に伴う漁場環境の変化による資源量の減少、魚価の低迷や燃油価格等の高騰により漁業設備の維持や更新に苦慮しています。 ・担い手育成事業(奨励金)により、担い手を支援しています。
漁業への理解	・小学生を対象にイカを使った食育教室を開催するなど、地元の水産物や漁業を紹介しています。・学校給食に地元産のスルメやウニ塩水パックを提供しています。
水産加工業	 ・町内には主にスルメを生産する水産加工業者が10社あり、全国のスルメ生産の9割が北海道で、うち7割が福島、松前両町で生産されています。 ・スルメ及びイカ製品については、道の駅や町外の物産展等で販売しているほか、一部はインターネットでも販売しています。 ・産業廃棄物は、業者へ委託し処理していますが、イカゴロの処理費用が高騰しています。

課題	施策
●マグロについては、津軽海峡に面した他の地域に比べ、知名度が低い状況です。	①水揚げされたマグロの品質の向上をめざし、付加価値を高めるために、最良の処理方法の統一化を図ります。また、「海峡マグロ」という名前とともに、その良さを町内外に積極的にPRします。
●養殖施設の老朽化が進んでいます。	①養殖施設の整備・改修を行います。
●種苗糸生産施設が老朽化しています。 	②種苗糸生産施設整備の支援をします。
● 吉岡地区でキタムラサキウニが減少傾向 にあります。	①深浅移殖や種苗中間育成により、資源の維持、 安定を図ります。
●エゾバフンウニは高水温に弱く、異常斃 死が目立ちます。適切な放流数の検討が	②環境に合った育成、放流を行い、生産性を高め ます。
必要です。 ●種苗生産施設(アワビセンター、ウニセ	③種苗生産施設の統廃合を検討します。
ンター)の老朽化が進み、管理費も上昇 しているため、統廃合の検討が必要です。	④官民が共同して、アワビ陸上養殖事業の企業化 をめざします。
●養殖魚種の選定や試験養殖を進め、事業 化の可否を検討していくことが必要で す。	①トラウトサーモンの養殖試験を実施し、事業化に向けたデータの収集を行います。
●加工体制が限られており、販売の拡大に は至っていません。安定した加工・供給	①コンブ加工施設整備の支援をします。
による販路拡大が必要です。	②生産性の向上と地元で販売できる場所づくりを めざします。
●地元で水揚げされた水産物を日常的に購入できる場所が求められています。	③官民が共同して、養殖の間引きコンブを活用し た加工品を商品化し企業化をめざします。
●小規模事業者への支援策が必要です。	①小規模事業者にも利用しやすい支援制度につい て検討します。
●漁業後継者への支援が求められていま す。	②漁業就労者確保のため、無料職業紹介所の積極 的利用を促します。
	③漁業に従事しようとする方に対し、担い手育成 事業により、引き続き支援します。
●料理、食育教室等の定期的な開催が必要です。	①漁業者や女性部と連携しながら、地元の水産物 を利用した料理教室などを開催し、漁業への理 解を深めます。
●高齢化により、就業者が減少傾向にある なか、新規就業者の確保が必要です。	①外国人研修生の受け入れ体制の整備、労働者の 確保について支援します。(企業振興条例)
●原材料が高騰し、経営に厳しい影響を与	②産業振興資金貸付金の利用を促進します。
えています。 ●インターネット販売の商品の種類を増や	③インターネット販売の拡充を図ります。
すことが必要です。	④スルメ製品の食べ方、利用方法を普及し、売上 げの拡大につなげます。
●イカゴロ処理費用が水産加工業者の経営 を圧迫しています。	⑤漁業や水産加工業から排出される廃棄物は、処理方法により、肥料や飼料としての利用が期待されることから、地域資源としての有効活用を進めます。

2 農業

関連する 個別計画

- ●福島農業振興地域整備計画
- ●福島町食育推進計画
- ●福島町鳥獣被害対策防止計画
- ●福島町教育ファーム推進計画

【基本目標】

- ◎各作物の収穫量を安定させ、町内消費拡大と町外への販路拡大を図ります。
- ◎農産物の加工品としての利用をさらに進め、付加価値を高めます。

区分	現状
福島版営農 モデルの確 立	・農業振興地域整備計画に農家のめざす姿が示されています。
農地・営農の管理	・世帯状況、就業状況、営農状況などを記録する「農地基本台帳」や「農用 地マップ」などで基礎的なデータを管理しています。
栽培している作物	 ・町内では、主要作物である水稲のほか、そばやトウモロコシ、馬鈴薯、カボチャ、トマト、大根、イチゴなどを栽培しています。 ・そばについては、「千軒そば」の材料として利用されています。 ・黒米「きたのむらさき」を栽培しており、函館地区コープさっぽろ、札幌どさんこプラザ、函館市内ホテル・飲食店、インターネットを中心に販売しています。 ・イチゴについては保育所・学校給食センターで排出された生ごみから作ったたい肥を活用し、保育所や給食センター等へ出荷するなど循環型栽培農業に取り組んでいます。 ・三岳地区にブルーベリー1,500本を定植しています。

目標とする指標	現状/R 元	R2	R3	R4	R5
専業農家戸数 (戸)	8	8	8	8	8
経営耕地面積(ha)	125	125	125	125	125
米収穫量(t)	82	87	87	100	100
農林業担い手支援者数(人)	1	1	2	2	2
農産物加工品取組件数(件)	8	9	9	10	10
有害鳥獣駆除従事者数 (人)	4	4	4	4	4

課題	施策
●新規就農者参入の目安となる具体的な営 農モデルが確立されていません。	①農業委員会や関係団体と連携し、福島版営農モ デルの確立に努めます。
●「農地基本台帳」と「農用地マップ」が リンクしていないため、一元管理できる 環境整備が必要です。	①「農地基本台帳」と「農用地マップ」をリンク させる新しいシステムを導入し、農地の権利移 動の許可事務の円滑化を進めるとともに、遊休 農地の把握など、適切な農地管理への活用を図 ります。
 ●米については、平成29年に国の米価安定制度が廃止されるため、農家の経営安定対策が必要です。 ●そばについては、連作障害*等が懸念されます。 ●黒米については、販売促進の継続と生産体制の支援が必要です。 ●ブルーベリーについては、生産会組織の再編などが必要です。 	 ①米については、国の制度廃止に向け増産や販路拡大に取り組みます。 ②そばの連作障害対策として、輪作を推進するとともに、排水対策や土壌診断に基づいた堆肥施用等の土づくりの普及拡大を図ります。また、そばのほ場の基盤整備など必要な施設の整備を支援します。 ③黒米については、生産に必要な農業機械の整備や保管倉庫等の施設整備を支援します。また、商品開発の支援により販路拡大を図ります。 ④トウモロコシ、イチゴ、ブルーベリーなどの作物についても、朝市や直売所等での地場消費を中心に、農業者と協議しながら、販路の拡大を検討します。

※連作障害:毎年、同じ場所に同じ(科の)作物を栽培すると、野菜の生育が悪くなることを言います。

区分	現状
鳥獣などの 被害対策	・鳥の食害については、爆音機や電子防鳥機により、被害抑制を図っています。 ・シカ、クマ、タヌキ、キツネによる食害や踏み荒らしについては「鳥獣被害対策防止計画」により電気牧柵等を整備し、被害抑制を図っています。
関係組織、経営安定の支援	 ・生産者で組織する農業協同組合をはじめ農業関係団体の支援に努めています。 ・千軒地区では、千軒そば生産会によりそばの生産や「千軒そば屋」の運営など農業振興に関する取り組みが行われています。 ・農林業担い手養成事業により、担い手の確保や育成に努めています。 ・専業農家での自立した経営は厳しい状況にあり、現在は兼業農家が大半を占めています。
地 産 地 消 、 農業体験	・栽培された野菜等は、朝市などで販売されています。・米、シイタケ、イチゴなどは学校給食等で利用されています。・小学校5年生を対象に授業の一環として、黒米の田植えやブルーベリーの収穫を体験する「教育ファーム」など、地域の農業にふれあう場を設けています。
加工	・千軒地区では地元産のそばを使い、「千軒そば屋」を運営しています。 ・黒米は製粉し、お菓子やべこ餅などの原料に利用されています。
畜産	・町内には養鶏場があり、防疫対策や保健所の立ち入り検査などを経て安全 な生産、管理が行われています。

課題	施策
----	----

- ●水田で爆音機を使用する際、周辺住民から苦情が来ることがあります。
- ●エゾシカ等の増加により農業などへの被害が深刻化しています。
- ①爆音機については早朝等の使用を控えるよう周知するなど周辺環境への配慮に努めます。
- ②電子防鳥機など新たな鳥害抑制策の効果を見ながら、切替等を推進します。
- ③エゾシカ等の被害対策に対応すべく、町委嘱ハンターによる担い手ハンターの育成を支援します。
- ●農業協同組合や農業関係団体のあり方を 整理する必要があります。
- 高齢化が進み、営農意欲の低下等が課題 となるなか、担い手の確保が必要となっ ています。
- ●町や国の支援事業を活用しながら、引き 続き担い手育成に向けた取り組みを行う ことが必要です。
- ■減少傾向にある専業農家育成・支援のための取り組みが必要です。

- ①農業協同組合への支援を行いながら、今後の組織のあり方を協議します。
- ②千軒そば生産会など農業振興に関する地域の取り組みを支援します。
- ③町のホームページなどを通じて、農林業担い手 養成事業の周知に努めます。
- ④農林業担い手養成事業の支援期間終了後も、必要に応じ、国の補助事業を活用し、引き続き支援を行います。
- ⑤地域おこし協力隊制度*を活用し、担い手対策を行います。
- ⑥専業で自立した経営ができるよう、農産物の付加価値向上に向けた普及 P R の取り組みを支援します。
- ●朝市等で営業中に品物が売り切れになる ことがあります。
- ●自然や農業への体験機会が少ない子どもが多いです。
- ①販売状況に応じて品物を補充するなど朝市の体制強化を検討します。
- ②子ども向けの農業体験を企画し、福島町の農業や歴史を学べる機会をつくります。
- ●千軒そば生産会などの団体に対し支援を 行い、6次産業化*を促進していくことが 必要です。
- ●黒米は製粉にすることで加工品として多様な利用方法があり、今後も製粉による 利用拡大をすることが必要です。
- ●伝染病などの発生に伴う被害の抑制を図るため衛生的な管理に重点を置いた対策が必要です。
- ①6次産業化を進めるために必要な環境を整備するとともに、商品開発から流通・販売に至る一連の流れを、国の制度を活用しながら支援します。
- ②加工品の利用拡大に向けた普及 P R の取り組みを支援します。
- ①家畜防疫の高揚を推進するとともに、防疫対策 を支援します。また、緊急時には迅速な対応が できるよう努めます。
- ※地域おこし協力隊制度:都市住民など地域外の人材を地域社会の新たな担い手として受け入れ、地域力 の維持・強化を図るものです。
- ※6次産業化:第1次産業である農林水産業が、農林水産物を材料に加工(第2次産業)したり、それを 販売やサービスを提供する(第3次産業)ことも行うことです。

3 林業

関連する個別計画

- ●福島町森林整備計画(平成 22 年度~32 年度)
- ●森林経営計画(平成 24 年度~29 年度)

【基本目標】

- ◎適切な管理体制の継続に努めながら、森林資源を適正に管理していきます。
- ◎木材の活用や特用林産物[※]の振興により、所得の安定、向上を図ります。

区分	現状
民有林 (町有林・ その他民有 林)	 ・本町は道南スギの人工林地帯であり、森林面積は町の面積の93%を占めています。 ・森林面積のうち民有林(町有林・その他民有林)は約2割、国有林・道有林が約8割です。 ・民有林については、「森林経営計画」に基づき、補助制度を活用しながら、森林の管理や整備を行っています。
林道・作業道	・年次計画により、林道や作業道の整備、維持管理を行っています。
森林組合、 経営安定の 支援	・森林資源を適正に管理していくには、後継者へ森林を着実に継承していくことが必要ですが、就労環境が厳しく、後継者の確保育成は図られていない状況です。・森林組合については、民有林施業の担い手としての役割を担っていますが、健全な経営が確立できていない状況です。
木 材 の 販売、活用	 ・町内産の木材については、「吉岡総合センター」建設など公共施設に活用されています。 ・伐期に達した森林資源の伐採計画の遅れ等により、安定的な木材の搬出販売が図られていない状況にあります。
特用林産物 [※]	・町有林などからほだ木を供給し、原木でシイタケを栽培しています。栽培 したシイタケは朝市、地元スーパー、インターネットなどを通じて販売し ています。サイズの大きいものは「横綱しいたけ」として販売していま す。

[※]特用林産物:森林原野にある生産物のうち、一般の木材を除くものの総称です。シイタケ、エノキダケ、ブナシメジ等のきのこ類、樹実類、山菜類など、うるしや木ろう等の伝統的工芸品原材料、竹材、桐材、木炭等をさします。

目標とする指標	現状/R 元	R2	R3	R4	R5
林業専用道の整備延長(m)	10,173	10,173	10,473	10,973	11,373
森林整備面積(ha)	17	20	20	20	20
原木シイタケ生産量(t)	10	10	10	10	10

課題

施策

- ●民有林の多くは小規模経営者が所有 しており、年次計画により適正管理 を実施していますが事業実施が少な い状況です。森林整備や助成制度の 周知、事業の掘り起こしが課題で す。
- ●伐期をむかえた人工林が増えてきています。
- ●毎年、維持管理等を行うことが必要 です。
- ●急傾斜地など間伐や木材搬出などが 困難な地域があります。
- ●路網整備を推進し、民有林事業の活性化を図ることが必要です。
- ●森林経営に対する意欲の向上や所得 安定が課題です。
- ◆林業を取り巻く情勢が厳しいなかで、森林組合の持続的な健全経営に向けた取り組みが必要です。
- ●間伐等で搬出された木材の販路確立 が課題です。
- ●地域材の活用を促進していくことが 必要です。
- ●木材搬出の路網整備を加速化すると ともに、町内の素材生産業者や製材 業者を確保する必要があります。
- ●原木シイタケの市場価格の低迷や、 生産量が少ないことが課題です。
- ●ほだ木に適したミズナラ林が減少してきており、生産地も遠隔地化してきています。
- ◆木質バイオマスの原料となる、未利 用森林資源の有効利用が必要です。

- ①小規模森林所有者等と合意形成を図りながら集約的 かつ効率的な森林整備を推進します。
- ②町内森林所有者が国や北海道が行う造林補助制度に 基づく事業を行う際、町の上乗せ補助により助成比 率を高め、森林整備を促進します。
- ③搬出間伐等の森林整備を実施し、木材の有効利用をめざすとともに、町有林の適正管理に努めます。
- ①間伐等の森林整備の効率化を図るため、林道の維持 補修整備や作業道などの整備に努めます。
- ①森林整備の重要性や補助制度の周知に努めながら、 森林所有者の経営意欲の向上を促進します。
- ②森林組合の健全経営に向け、指導を実施し、経営基盤の充実や経営の効率化に向けた取り組みを支援します。
- ①公共施設への、地域材の活用を促進します。
- ②安定した木材の搬出量を確保するための路網整備を 推進するとともに、森林資源の有効活用を図るため、町内の素材生産業者や製材業者の育成・確保と 「地場消費を促進する補助制度」を検討します。
- ①原木栽培ならではの良さについて試食販売等を通じて消費者へPRするとともに、きのこ品評会に出品するなどブランド化を図り、経営安定をめざします。
- ②生産量増加に向けた担い手や新規就労者確保のため の取り組みに対して支援します。
- ③町有林のほか国有林や道有林からのほだ木用原木の 安定的な供給の要請を検討します。
- ④ビニールハウス、ボイラーなど生産施設の整備を支援します。

4 商工業、地場産品

【基本目標】

- ◎商工業者の所得向上に向けた取り組みを支援します。
- ◎町民にとって、最も身近で利用しやすい商業環境づくりを促進します。

区分	現状
商工会組織の支援	・福島町商工会では、中心街の活性化や町内商工業の振興に向けた取り組み が行われています。
経営安定の支援、販売の促進	 ・商工業者に対して、信用保証料等の補給のほか、各種融資制度を通じて経営の安定を促進しています。 ・町内商工業者を利用しての購買意欲が低下する中、「プレミアム付商品券」を発行するなど、地域での消費拡大に努めています。 ・「福島町企業振興条例」を制定し、平成26年度~平成28年度まで、設備投資等への側面的支援や地元企業への雇用者確保を支援しています。
地 場 産 品 (生産、販 売)	・福島町地場産業開発研究会では、ホームページでの特産品の P R や販売促進、物産展への参加などを行っています。
	・特産品である昆布・スルメ・黒米等を使用し、「いかス海峡するめ」「千切昆布」「黒米いかめし」「黒米べこもち」などの製品を開発しています。 ・ご当地グルメの開発等を検討しています。
	・特産品は、個別の店舗や道の駅で販売しているほか、ホームページを通じ て注文できるようになっています。

目標とする指標	現状/R 元	R2	R3	R4	R5
商工業者数(件)	222	216	210	204	198
商店街を利用したイベントの年間開催数(回)	2	2	2	2	2
物産展等への年間参加回数(回)	4	4	4	4	4
物産展等への年間参加事業者数(社)	1	2	2	2	2
商工会への補助事業件数(件)	2	2	2	2	2

課題	施策
●福島町商工会との連携を密にし、町内商 工業の経営改善を推進していくことが必 要です。	①福島町商工会を通じて町内商工業の経営改善の推進をします。②商店街を活用したイベントを実施し、商店街の振興を促進します。③福島町商工会と連携を図りながら、小規模企業の振興に関する条例の制定に関して取り組みます。
●制度については、利用者のニーズにあった見直しにより、商工業者の利便性を向上していくことが必要です。●「福島町企業振興条例」を周知していくことが必要です。また、同条例施行期間終了後は、新たなる制度の検討が必要です。	①関係金融機関と連携し、町内商工業者がより利用しやすい融資に努めます。②町内での消費拡大を促進します。③町のホームページや各産業団体等を通じて「福島町企業振興条例」を周知し、利用を促進します。④地元企業を応援する新たなる条例の制定に関して取り組みます。
● 今後、観光分野との統合を含めた組織の 検討が必要です。	①観光分野との統合をした新たな団体づくりの検討をします。 ②特産品販売促進に向けた物産展等への参加をします。
●新製品開発、ご当地グルメ開発へ向けて の関連業者・飲食店関係者の継続的な取 り組みが課題です。	①新製品開発へ向けての団体等の協議を推進しま す。
●特産品のより一層のPRが必要です。●道の駅だけに留まらず、その他の店舗販売やインターネット販売など販路を拡大することが必要です。●物産展への出店者が固定化しつつあり、新たな出店者を増やしていくことが必要です。	①料理レシピの作成や、まちのキャラクターを活用した特産品のPRを行います。②北海道どさんこプラザ等新たな売場やインターネットでの販売拡大を促進します。

5 観光・交流

【基本目標】

- ◎「横綱の里」や町内の観光資源を積極的にPRし、町内への観光や立ち寄りを増やします。
- ◎観光資源のさらなる魅力化や新たな観光資源づくりにより来訪者の満足度を高め、集客や滞在 の長期化、リピーターを増やします。

区分	現状
関係組織、推進体制	・観光推進組織である「福島町観光協会」は平成23年度より事務局を商工 会から役場水産商工課へ移行しました。
	・北海道新幹線開業に向け、渡島西部4町で協議会を、また、渡島・檜山地区9町合同で「新幹線木古内駅活用推進協議会」をそれぞれ設置し、広域観光推進に向けた取り組みを行っています。
広 報 ・ P R 、観光ス ポットへの 誘導	 福島町の観光パンフレットを作製しているほか、ホームページや公式ブログなどインターネットを通じて福島町のイベントや観光のPRを行っています。 まちのキャラクターである「千代丸くん」「するめ〜」を用いたPR活動を行っています。 イベント、観光、名所、旧跡についてPRする看板は限られています。
自然や景観などの観光スポット	 ・町内の海岸線の一部は「松前矢越海岸道立自然公園」に指定されており、岩部海岸は、白糸の滝、耳岩、シタン島など雄大な景観が続いています。 ・江戸時代初期、砂金採取や蝦夷キリシタン殉教の地として知られる秀峰「大千軒岳(標高1,072m)」があります。 ・津軽海峡を見下ろし、本州側の竜飛岬が最もよく見られる「トンネルメモリアルパーク」や、市街地と津軽海峡を見渡せる「森林公園」も景観スポットとなっています。

目標とする指標	現状/R 元	R2	R3	R4	R5
観光客の年間入込数(人)	75,446	80,000	85,000	90,000	95,000
横綱記念館の入館者数(人)	11,018	11,000	11,000	11,000	11,000
青函トンネル記念館の入館者数(人)	9,151	10,000	10,000	10,000	10,000
観光イベントの年間開催数(回)	7	7	7	7	7

課題	施策
●観光事業へ特化するための新たな組織体制を整えることが課題です。	①福島町観光協会の組織体制を見直し、NPO法 人等を立ち上げについて協議を行い、より観光 振興が図られる組織づくりを進めます。 ②地域おこし協力隊の活用など観光推進組織の強 化を図ります。
●北海道新幹線開業を契機に、広域観光の 推進に向けた連携強化が必要です。	①渡島西部4町(松前町・福島町・知内町・木古内町)と広域観光に関する取り組みを推進します。②「新幹線木古内駅活用推進協議会」での取り組みを推進します。③「青函デスティネーションキャンペーン」での取り組みを推進します。
● P R 効果の高い観光案内看板等が必要です。● まちのキャラクターを活用し、イベントや特産品などを効果的に P R していくことが必要です。	①イベント、観光、名所、旧跡をPRする看板等を整備します。②町の魅力を伝えるパンフレットを作成します。③多言語表記など海外からの観光客や来訪者への対応に努めます。④まちのキャラクターを活用したPRを行います。
トンネルメモリアルパークの施設の老朽 化や屋外展示物の腐食が進んで来ている ため、計画的な整備が必要です。●点在している景観スポットを観光資源と して充分活用出来ていません。	①トンネルメモリアルパークの整備や管理を計画的に進めます。②自然景観など今ある資源を保全し、観光振興に結びつけるよう努めます。③景観スポットを有効的に活用し、交流人口の増加に努めます。

区分	現状
観光施設	 ・町内には、観光施設として「横綱千代の山・千代の富士記念館」「青函トンネル記念館」があります。 ・両記念館の入館者増を目的として両記念館クイズラリーなどを行っています。 ・道の駅に「福島町特産品センター」があり、観光情報の発信や特産品の販売を行っています。 ・道の駅のあり方について、町民や各団体等で協議を行いました。
観光メニュー	・観光素材として豊かな自然環境に恵まれ、二大横綱の出身地、青函トンネル工事基地などの観光資源があります。
観光企画、観光イベント	 ・横綱ビーチでは「マリンフェスタ」や「やるべ福島イカまつり」、トンネル記念館前では「福島町カントリーフェスティバル」などのイベントを開催しています。 ・相撲に関するイベントとして、鏡山公園で行われる「北海道女だけの相撲大会」や「千代の富士杯争奪相撲大会」、横綱記念館を拠点に行われる「九重部屋夏合宿」などを開催しています。 ・そば畑の中央に舞台を設け、北海道無形民俗文化財である「松前神楽(かぐら)」の舞が観賞できる「千軒そばの花観賞会」が開催されています。 ・季節の高山植物やブナ林等を楽しみながらのトレッキングができる「殿様街道探訪ウォーク」が開催されています。

課題 施策

- ●両記念館の入館者数が減少傾向にあるため、入館者数増へ向けた取り組みが必要です。
- ●老朽化が進んでいる観光施設もあり、計画的な修繕等が必要となってきています。
- ●道の駅の維持・改善が必要です。また、 新しい道の駅については、再度整理が必 要です。
- ●町の観光資源を活かした体験観光等の整備が必要です。

- ●イベントへの販売店が限られており、より幅広い参加を促すことが課題です。
- ●近年「千代の富士杯争奪相撲大会」への 参加が少なくなっています。横綱の里づ くりの重要な事業であることから学校内 での指導体制強化などが必要です。
- ●相撲合宿の誘致に向けた体制整備が必要です。

- ①町内各観光施設の整備を計画的に進めます。
- ②年間パスポートの発行など、両記念館の入館者 数の増に向けた取り組みを行います。
- ③観光施設を案内するガイドの育成やガイドマニュアル等の作成を行い、訪れる人により興味を持ってもらえるような取り組みを行います。
- ④道の駅の維持・改善に向けた取り組みを行います。新しい道の駅については、さらなる議論が 必要ですが、計画期間中での検討を中断しま す。
- ①観光資源を活かした体験観光づくりを行います。
- ②まちのキャラクターとコラボレーションをした 特産品や地元グルメなどの開発を行います。
- ③殿様街道の歴史的資源、千軒そばなどの地域資源及び岩部クルーズ事業を活用し、千軒、岩部地区を中心に引き続き事業展開を図り、町外へ積極的に情報発信することにより交流人口の拡大を目指します。
- ①より魅力的なイベント等の企画、開催に努めます。
- ②相撲に関するイベントを通じて、横綱の里づく り事業を推進します。
- ③相撲指導者を採用し、町内における相撲に関する指導及び相撲合宿の誘致に取り組み交流人口の増加を図ります。

6 産業創造と雇用労働対策

- ◎既存産業を支える人材育成とともに、地域の資源を活かした産業振興や起業を支援します。
- ◎本町の魅力をアピールして企業誘致につなげるなど、雇用の拡大をめざします。

区分	現状
次世代を担 うリーダー 等の育成	・「福島町人財育成基金条例」を平成 27 年 12 月に制定し、将来を担う人材 の育成に重点を置いた施策の推進をめざしています。
担い手育成	・水産業や農林業では、高齢化に加え担い手不足による就労者の減少が深刻 な状況にあるため、「農林水産業担い手養成支援制度」を創設し、後継者 育成対策を進めています。
産業再生、雇用の場の拡大・創出	 ・東京農業大学など関係機関の協力のもと、地域が抱える課題を解決し、産業振興の基本方向や施策を示し、地域の活性化を図ることとしています。 ・北海道大学水産学部やはこだて未来大学と連携し、地域資源の有効活用に向けた取り組みを行っています。 ・町内産業の振興及び活性化をめざし、「産業活性化サポート事業」に起業や新たな雇用を創出する事業への支援を追加しました。 ・人口の減少に歯止めをかけ、東京圏への人口集中を是正し、地域で住みよい環境を確保して、活力ある社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生法が制定され、国のまち・ひと・しごと総合戦略が示されました。 ・町が抱えている課題と新たなニーズに対応できる町民主体の法人の設立が進んでいません。
企業誘致	・町外からの誘致企業については、20年以上実績がありませんでしたが、 東京都から情報関連施設の企業が当町へ進出し、平成25年11月から操 業を開始しました。
起業の推進	・町の支援制度による起業の実績はありません。
季節労働者	・季節労働者の就労を支援するため「職業援護相談所」を設置し、町外での 就労を支援しています。・「渡島西部通年雇用促進協議会」で、通年雇用化へ向けての各種セミナ ー、出稼ぎ就職相談会、技能講習を行っています。

目標とする指標	現状/H27	H28	H29	H30	H31
産業活性化サポート事業の補助件数(件)	2	2	2	2	2
農林水産業担い手支援者の総数 (人) [※] 再掲	12	15	19	22	25
進出企業サポート(件)	0				1
起業件数(件)	0				1

課題	施策
●福島町の将来を担うあらゆる分野の人材 育成が必要です。	①「福島町人財育成基金条例」の施行により、町 民及び事業者全般にわたる人材育成に関する支 援を充実し、将来を担うリーダー等の育成に取 り組みます。
●支援制度を活用し、より多くの担い手の 確保が必要です。	①主要産業である水産業と農林業の後継者対策と して、担い手の支援や人材育成につながる取り 組みを行います。
 ●地域資源を有効活用するための事業主体となる組織の育成と、事業展開の手法について検討が必要です。 ●「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」の策定において、雇用の拡大に向けた取り組みが重視されています。 ●新たな仕事や雇用を生み出すため、町民主体による NPO 法人等の設立が待たれます。 	 ①町内の産業活性化の方向性を定め、実践的な取り組みを進めます。 ②地域資源の有効活用の促進や新たな資源の利用を進めます。 ③雇用の拡大に向け、新たに起業する個人・法人や各産業団体の活動に対して支援します。 ④福島町総合戦略において、雇用の拡大に向けた施策を設定し進めます。また、その施策を第5次福島町総合計画に加え実施します。 ⑤町民主体のNPO法人等の設立に向けて、地域おこし協力隊員を中心に行政も支援体制を整え積極的に後押します。
●進出を希望する企業に対する体制づくり が必要です。	①進出企業の受け入れを行う体制を整備します。
●地域資源を活かした産業振興を担う起業 推進の体制づくりが必要です。	①起業促進を行う体制を整備します。
●会員数の減少に伴い、職業援護相談所の あり方を見直す必要があります。	①季節労働者の実態把握と、労働者のニーズにあった相談体制づくりに努めます。②無料職業紹介所を開設し、町内外の求人に対応するとともに、労働者を支援します。

第2章 町民の安心安全な暮らし・がん予防対策の充実(保健・医療・福祉)

1 保健予防、健康づくり

関連する 個別計画

- ●福島町健康づくり推進計画(いきいき健康ふくしま21)(平成25年度~29年度)
- ●福島町食育推進計画(平成26年度~30年度)
- ●福島町地域福祉計画(平成 27 年度~31 年度)
- ●福島町第2期特定健康診査等実施計画(平成25年度~29年度)

- ◎一人ひとりが健康を実現することで、"まち"が元気を取り戻す"元気循環型"の町づくりをめざし、町民が健康づくりに主体的に取り組む意識を高め、健康づくり活動を支援します。
- ◎各種がん検診や特定健診への受診を促し、病気の早期発見に努めます。

区分	現状
推進体制	 「一人ひとり元気でいきいきと暮らすまち」を実現するために、総合的な健康づくり計画「いきいき健康ふくしま21」を策定し、健康づくりに関する取り組みを行っています。 「福島町がんなんかに負けない基本条例」を平成27年12月に制定し、がん予防に重点を置いた施策の推進をめざしています。 保健福祉業務の専門職である保健師については、介護保険担当の2名も含め、4名体制で町民の疾病予防や健康の維持増進等に努めています。 ・町民の健康意識及び健診受診率の向上のため、各地区に「健康づくり推進員」を配置し、町民一人ひとりへの受診勧奨が行われています。また、「健康フェスティバル」の手伝い、各種講演会への参加などを通じて、推進員自身の意識の向上も図られています。
健康づくり意識	 「いきいき健康ふくしま21」の8項目(栄養・食生活、身体活動・運動、歯と口腔、休養・こころの健康づくり、たばこ、アルコール、生活習慣病の予防、がん対策)について基本的方針を定め、町民一人ひとりの健康づくりの意識づけをめざしています。 ・町民の健康意識の高揚を図ることを目的に、毎年9月第1日曜日に医歯会、健康づくり推進員などの関係機関で構成する実行委員会において「健康フェスティバル」を開催しています。
各種検診・ 特定健診	・早期発見、早期治療のために胃がん、肺がん等のがん検診や特定健診を実 施しています。
健康保養施設	・健康保養施設として吉岡温泉健康保養センターがあり、週2回の温泉バス運行を行っています。また、平成25年度からは「高齢者・障がい者優待の回数無制限」「小学生以下無料」などを実施し、利用促進に努めています。

目標とする指標	現状/R 元	R2	R3	R4	R5
特定健診の受診率(%)	26	55	60	60	60
特定健診の保健指導率(%)	75	80	80	80	80
肺がん検診年間受診者数(人)	375	440	440	440	440
健康フェスティバル来場者数(人)	200	220	220	220	220
吉岡温泉の年間利用者数(人)	65,120	66,000	66,000	66,000	65,000

課題

施策

- ●「福島町健康づくり推進計画 (いきいき健康ふくしま2 1)」は平成29年度までであり、見直しが必要です。
- ●がんは、国民の死亡の最大要因であり、当町でも高額医療費における疾病別の件数・医療費で第1位となっており、対策が必要です。
- ●保健師に係る業務のうち、介護 保険分野では5年以上の経験年 数が求められるなど、後任者育 成も考慮した採用が必要です。
- ●健康づくり推進員の更なる意識 向上が必要です。
- ●町民一人ひとりが、健康の大切 さを知り健康を保つためには、 幼少の時期から健康的な生活習 慣を身につける事が必要です。
- ●健康づくり推進員との連携が必要です。
- ●町民の健康への意識高揚を図る ためのイベントとして、引き続き開催が必要です。

- ①「福島町健康づくり推進計画(いきいき健康ふくしま21)」に基づき、「一人ひとり元気でいきいきと暮らすまち」を実現するために、町民が健康づくりに関し興味を持ち、行動ができるよう取り組みます。
- ②「福島町がんなんかに負けない基本条例」の施行により、がん検診の無料化を図るとともに、町民、関係団体、 行政が一体となった予防普及活動の強化を図ります。
- ③平成29年度の保健師採用に向けて、関係機関への協議 調整を進めていきます。
- ④町民の健康意識及び健診受診率の向上のため、健康づくり推進員により、町民一人ひとりへの受診勧奨を行います。
- ⑤「健康フェスティバル」の手伝い、各種講演会の参加などを通じ健康づくり推進員自身の意識向上を図ります。
- ①健康で心豊かな生活をめざし、町民一人ひとりが健全な食生活を実践する意識づけをします。
- ②「健康フェスティバル」を開催し、幼少期から高齢者までの参加を呼び掛け、町民の健康意識を高めます。
- ●胃がん検診の受診率が横ばい状態です。
- ①がん検診の必要性を町民に理解してもらい、定期的に検診を受ける意識づけをします。
- ②各種検診や特定健診を推進します。
- 築 2 0 年を経過しているため設備の更新等が必要であり、維持補修の経費が増加しています。
- ●平成25年度に高齢者等優待の 回数無制限を実施してから、温 泉バス運行の増便を求める声が 高まっています。
- ①吉岡温泉健康保養センターは、前期計画の期間内で町民の多様な意見を聞く中で、新築か改築の方向性を確立することとし、それまでの間は必要最低限の維持補修に努めます。
- ②送迎バスの増便など温泉利用者の利便性向上に向けた対策を講じていきます。

2 地域医療

【基本目標】

◎医療機関など関係機関と連携し、地域の医療環境や救急医療体制の確保維持に努めます。

区分	現状
医療施設	・町内には、一般診療所2施設、歯科診療所2施設があり、隣町の総合病院 と連携し、救急体制を整えています。
救急医療体制	※救急医療体制に関する記述については、「救急活動」を参照。

目標とする指標	現状/R 元	R2	R3	R4	R5
医療機関数(医院)	4	4	4	4	4

課題	施策
●今後も関係機関と連携を強め、町民が安心して生活できる医療体制を維持していくことが必要です。●将来を見据えた医師の確保対策が必要です。●高齢者や寝たきり老人等に対する在宅歯科診療については、訪問用の診療器具がないため、対策が求められています。	①現在の医療機関を維持するとともに近隣と連携し、町民が安心して生活できる医療体制を進めます。 ②在宅歯科診療器具を導入して福島町医歯会へ貸与し、歯科通院の困難者に対する訪問診療を可能とすることで、医療福祉の充実を図ります。
※同左	※同左

3 地域福祉

関連する 個別計画

●福島町地域福祉計画(平成 27 年度~31 年度)

【基本目標】

◎少子高齢化や過疎化が進み、日常生活を送ることに不安を抱える町民が増えても、行政のサポートや地域での支え合いによって、地域で生活を続けることができるように支援します。

区分	現状
推進体制	 「地域福祉計画」に基づき、地域包括支援センターを中心に、介護事業者・医療機関等と連携のもと事業を行っています。 ・町内介護職員を対象に毎年研修会を実施し、資質の向上に努めています。
支援体制	 高齢者の生活支援を目的とした「介護生活支援サポーター養成講習」を開催し、約40名の町民がサポーター登録しています。 高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯に対し、冬期間の灯油購入費用の一部を助成しています。
高齢者等の 雪対策	・冬期間の屋根の雪下ろしやその雪の排雪を自力で行うことが困難な高齢者 世帯、又は障がい者世帯等への雪下ろし費用の一部を助成しています。

目標とする指標	現状/R 元	R2	R3	R4	R5
介護生活支援サポーターの登録者数(人)	43	43	43	43	43

課題

施策

- ●地方では専門的な知識を充実させる研修 への参加は困難なため、地元で参加でき る研修が今後も必要です。
- ●地域包括支援センターでは、高齢者がいつまでも元気で安心して暮らし続けることができるよう、健康・福祉・介護等の相談やアドバイスを行っておりますが、高齢者の増加に伴い、今後増加が見込まれる認知症や介護保険制度改正に伴う新規事業に対応すべき専門職員の充実を図り、医療・介護・予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制(地域包括システム)の構築が求められています。
- ①「地域福祉計画」に基づき、町民が生きがいを 持って暮らせるような地域共助の体制づくりを 推進します。
- ②地域包括支援センターの組織体制を見直し、専門的職員の配置、地域包括システムの充実などにより、介護予防・日常生活支援総合事業や認知症施策、在宅医療・介護連携等を推進します。

- ●支援する側、される側の調整に苦慮して おり、利用希望者がいないため、現状で は登録したサポーターが活用されており ません。
- ●今後も関係機関や地区民生委員と連携を 強め、地域で安心して生活できるように していくことが必要です。
- ●除排雪が困難な高齢者に対し、町内会な どの関係機関や地区民生委員と連携を強 め、地域で安心して生活できるようにし ていくことが必要です。
- ①全町的取り組みに向けて、介護生活支援サポーター制度のPRと活用を推進し、地域全体での支援体制の整備を進めます。
- ②地域福祉の視点から、引き続き冬期間の灯油購入費用の助成を行います。
- ①地域福祉の視点から、町内会などの関係機関と 連携し、除排雪の支援体制の充実を図ります。

4 高齢者の福祉

関連する 個別計画

- ●福島町災害時要援護者避難支援プラン(平成 22 年 3 月)
- ●福島町第6期介護保険事業計画 (平成27年度~29年度)
- ●福島町地域福祉計画(平成 27 年度~31 年度)

【基本目標】

◎年齢を重ねても地域で安心して生活できるよう、自立支援や見守りなどを通じて支援します。

区分	現状
介護の予防	・介護予防として、ふれあい教室、自立デイサービス、要支援者へのサービ スなどを実施しています。
高齢者の現まりの選業	 ・「安心生活創造事業」により、訪問や電話で高齢者等の状況を把握し要援護者の台帳を社会福祉協議会へ委託し、整備しています。 ・福島、吉岡郵便局(平成14年7月)、コープさっぽろ(平成24年1月)、江差信用金庫(平成26年7月)、第一生命保険函館支社(平成27年10月)、函館地方道新会(平成27年11月)と見守り協定を締結しており、配達時等に高齢者等の異変があった場合に連絡をもらうこととしています。 ・平成26年度に関係機関と協議のうえ、買物支援電話帳を作成し、買い物支援が行える体制を整えています。 ・災害時に避難支援ができるよう、「要援護者避難支援プラン」を策定し、要援護者の台帳を整備しています。
高齢者の活動支援	 ・近年の急速な高齢化に伴い、当町の65歳以上の人口は全人口の42%を超え(平成27年10月末現在)、高齢者が健康で、しかも生きがいをもって毎日豊かに生活できるよう、様々な施策が必要となってきています。 ・町内には16の老人クラブがあり、約500名の高齢者が加入しています。 ・老人クラブの活動支援として、町福祉バスでの送迎や、連合会の事業サポートなどを行っています。 ・高齢者の交流施設として吉岡総合センター「なごめ~る」が整備されています。
高齢者施設	・町内には、特別養護老人ホーム、グループホーム、デイサービスセンター、ショートステイがあり町内社会福祉法人で運営されています。生活支援ハウスは同社会福祉法人へ管理委託し、町が運営しています。

目標とする指標	現状/R 元	R2	R3	R4	R5
要介護者の割合(%)	16%以下	20%以下	22%以下	24%以下	26%以下
老人クラブの加入率(%)	20	20	21	21	22
ふれあい教室年間開催数(回)	70	90	90	90	90

課題

施策

- ●要介護状態の発生をできる限り防ぐ(遅らせる)ため、引き続き必要です。
- ●介護保険制度の改正に伴い、要支援者に 対する介護予防給付のうち訪問介護・通 所介護が地域支援事業へ移行となること から、介護予防の更なる対策が必要で す。
- ①地域包括支援センターの組織体制を見直し、専門的職員の配置、地域包括システムの充実などにより、介護予防・日常生活支援総合事業や認知症施策、在宅医療・介護連携等を推進します。
- ●災害時における台帳活用方法が確立して いません。
- ①把握した要援護者台帳を町内会などとも情報共 有できるよう更新や活用の拡充を進めます。
- ②社会福祉協議会、商工会の協力のもと、買物支援電話帳の活用を図ります。
- ③災害時要援護者の避難等が円滑に行える体制を つくります。
- 高齢者の社会参加と健康保持等には欠か せない組織ですが、新規加入が少なく、 年々クラブ数が減少傾向にあります。
- ①町社会福祉協議会(老人クラブ連合会事務局) と協議し、老人クラブへの加入促進を図るとと もに、活動を支援します。

- ●特別養護老人ホームは、施設老朽化により、建替・改修等を検討する時期となっており、併せて待機者解消のための対策が必要です。
- ●生活支援ハウスは、開設10年を経過し、施設維持のための設備改修等が必要となってきています。
- ①社会福祉法人が行う施設整備等を支援します。 施設本体の建替・改修等の検討については、介 護保険制度の見直しや利用者ニーズ等も踏まえ ながら、平成28年度中に法人が策定する整備 計画に対応して方向性を確立していきます。
- ②人口減少・核家族化による介護者不足に対応すべく、高齢者施設の増床・拡充を、保険料上昇などを加味しながら検討します。
- ③高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう維持管理を行いながら生活支援ハウスを運営 します。

5 障がい者の福祉

関連する個別計画

- ●福島町第2期障がい者福祉計画 (平成25年度~29年度)
- ●福島町第4期障がい福祉計画(平成27年度~29年度)
- ●福島町地域福祉計画(平成 27 年度~31 年度)

【基本目標】

◎個々の人権と個性を尊重し、支え合い自立して安心・安全に生活できる共生社会の実現に向けて、福祉サービスなどを通じて支援します。

区分	現状
支援体制	 ・地域自立支援協議会により、教育・福祉・雇用等各分野との協議の場を設けています。 ・障害福祉サービス利用者は、サービス等利用計画の作成が義務付けられています。 ・成年後見制度の利用が有効と認められる人に対し、制度利用の支援・助成を行っています。(現在、実績はありません)
経済的な支援	・通院等に対する経済的負担を軽減するため、平成24年4月から重度心身 障がい者等にタクシー料金の助成を実施しています。・医療費に対する経済的負担を軽減するため、重度心身障がい者に医療費の 助成を実施しています。
社会参加	・毎年、高齢者・幼児と障がい者が参加する「ふれあいスポーツ大会」を実施 しています。 ・障がい者やその家族で組織されている「身体障害者福祉協会」が活動して います。

目標とする指標	現状/R 元	R2	R3	R4	R5
障がい者団体会員数(人)	20	20	20	20	20
ふれあいスポーツ大会、渡島障がい者 福祉・スポーツ大会参加者数(人)	6	10	24	10	24
バリアフリー化されている公共施設数 (箇所)	12	12	12	12	13

課題	施策
----	----

- 重度障がい者は、町内に施設がないため、多くの方が町外施設等に居住してサービスを受けている状況にあります。
- ●サービス等利用計画の作成や協議会活動 など、障がい福祉制度は複雑かつ多様化 してきており、専門職員の充実を図り、 さらなる支援体制の構築が求められてい ます。
- ①障がいのある人やその家族などからの相談に対し、必要な情報の提供や助言・各サービスの利用支援等を行います。
- ②公共的な建物には福祉的配慮を図ります。
- ③災害時要援護者*に対する日常的な見守りや災害時の支援体制の充実を図ります。
- ④多様化する介護・包括・障がい福祉サービス等に適切に対応するため、組織体制を見直し、専門的職員を配置するなど、福祉サービス等の推進・充実を図ります。
- ⑤成年後見制度の周知に努め、利用支援・助成を 行います。
- ●重度障がい者となると外出の機会自体が 少ないことやタクシーへの乗降が困難な 場合も多く、対象者の申請率、利用率と も低い状況です。
- ①障がい者の経済的負担の軽減のため、更なる周知・広報の充実を図り、利用の促進に努めます。
- ●「ふれあいスポーツ大会」の他に、交流 の場が少ない状況です。
- ●会員の高齢化、新規会員の未加入により、存続問題にもなってきています。
- ①障がい者スポーツ大会などを通じて社会参加の 支援と促進を図ります。
- ②関係団体と連携し、文化活動等に対する支援及び参加機会の拡充を図ります。

※災害時要援護者:高齢や障がいなどで災害時に迅速に避難行動をとることが困難なため配慮が必要な方です。

6 生活福祉、社会保障

関連する 個別計画

- ●福島町第6期介護保険事業計画 (平成27年度~29年度)
- ●福島町第2期特定健康診査等実施計画 (平成25年度~29年度)

- ◎要保護世帯に対して適切な支援を行い、自立を助長します。
- ◎国民年金、国民健康保険、介護保険などの制度について周知し理解を促します。

区分	現状
要保護世帯	・要保護世帯については地域の民生委員と随時状況等を協議し、自立に向けてのアドバイスを行っています。・随時、窓口で生活相談を行い、申請があった場合は、渡島総合振興局へ進達しています。
国民年金事業	・20歳以上のすべての国民に加入が義務付けられ、世代間の支え合いによって成り立っている国民年金は、公的年金制度の基礎部分を担っています。・一号被保険者に係る資格関係の届出、裁定請求、その他啓発業務などを行っています。
国民健康保険事業	 ・各健診受診の推進・適正受診など被保険者の意識向上などに努め、医療費の抑制に努めています。 ・国民健康保険税の滞納者には、短期保険証の交付や渡島・檜山地方税滞納整理機構へ移管などにより滞納解消を図っています。
介護保険事業	・介護保険給付費が年々増加しています。 ・介護保険料の滞納者に対しては、訪問・通知により、滞納解消を図っています。

目標とする指標	現状/R 元	R2	R3	R4	R5
要保護世帯数(世帯)	106	105	104	103	102
特定健診の受診率(%) ※再掲	26	55	60	60	60
要介護者の割合(%) ※再掲	16%以下	20%以下	22%以下	24%以下	26%以下
国民年金制度等の町民周知年間回数(回)	12	12	12	12	12

課題	施策
●要保護世帯は年々増加の傾向にあります。●母子世帯、独居老人の生活困窮者が増加し、相談件数が年々増加しています。	①様々な相談に対応するために、渡島総合振興局のケースワーカー [※] と連携を図ります。 ②生活福祉資金、母子福祉資金制度について、関係団体と連携し、周知に努めます。
● 高齢化による年金受給者の増加に伴い、 年金相談が年々増加しており、内容も多 岐にわたっています。	①年金事務の適切な処理により、年金給付の適正化を推進します。②保険料の免除や学生納付特例制度、若年者納付猶予制度等の周知・啓発を図ります。③関係機関との連携により、分かりやすい年金相談に努めます。
 ●健診受診率が減少傾向にあります。 ●財政推計では今後運営が厳しくなっていくことが示されています。 ●国では、平成30年度からの市町村国保の広域化に向けて作業を進めており、その対応が必要になります。 ●滞納者の相互扶助に関する意識が薄い状況です。 	①特定健診実施計画の目標達成に向け、受診率の向上に努め、医療費の抑制を図ります。②国民健康保険の財政運営について、必要に応じ財政推計を行いながら財政の健全化を進めます。③国民健康保険税滞納解消のため、滞納処分の強化を図ります。
●介護保険給付費の伸びにより、保険料が 上昇しています。	①健全な保険財政運営のため、適切なサービス利用を図ります。 ②健全な保険財政運営のため、適切な給付推計により保険料を設定し、介護保険会計の収支均衡を図ります。また、保険料上昇等による納付についても適切な周知に努めます。

※ケースワーカー:生活保護を受けている人に対して様々な働きかけをする職員の総称です。

第3章 豊かな環境と若者等の定住対策・子育て環境の充実(性活環境・定性対策)

1 土地利用

関連する 個別計画

- ●福島都市計画
- ●福島農業振興地域整備計画

- ◎土地の公益性を尊重しつつ、長期的な視点を持ち、秩序ある土地利用を進めます。
- ◎ 増加の傾向にある自然災害が発生しにくい、また、発生しても拡大につながらない、安全性の 高い土地利用を進めます。

区分	現状
農業用地	・農地パトロール等を行い、優良農地の保全と耕作放棄地の解消に努めています。
森林地域	・国や北海道と連携し、水源涵養、土砂流出防備などの公益的機能の保全を 図っています。
市街地	・福島川・吉岡川流域の平坦地に市街地が形成されています。 ・昭和43年に町内の約503haを対象に、都市計画区域を定めており、住宅地、商業業務地、工業地などの主要用途の配置の方針を設定し、土地利用を進めています。 ・未利用となっている町有地については、有償貸付や売払いを行っています。

目標とする指標	現状/R 元	R2	R3	R4	R5
遊休農地の解消面積(ha)	0	_	_	_	0.5
水源涵養町有林面積(ha)	565	565	565	565	565

課題 施策 ●耕作放棄地の解消が必要です。 ①農地の保全と耕作放棄地解消に向け、市民農園 整備促進法等の活用を検討します。 ●優良農地のほとんどが飛び地で点在して いるため、管理面等で効率的な営農がで ②優良農地の活用を促進するため、農協等と連携 きない場合が多くみられます。 し農地集積を進めます。 ●森林は、生物多様性の保全、土砂災害の ①適正な森林整備や治山事業を実施することによ 防止、水源の涵養、保健休養の場の提供 り、水源涵養機能や土砂流出防備などの森林機 などの極めて多くの多面的機能を有して 能の維持向上を図ります。 おり、私たちの生活と深くかかわってい ることから、森林機能の維持、向上が必 要です。 ●人口減少や高齢化が今後も進行すること ①施設や道路などの利便性を高め、だれもがより が予測される中、市街地の拡大を抑制 牛活しやすい土地利用を進めます。 し、機能的な市街地づくりをめざしてい ②商店街や道の駅、「横綱千代の山・千代の富士 くことが必要です。 記念館」「青函トンネル記念館」などのエリア において、町内外の人が交流し、楽しむことが ●利用されていない町有地の有効活用を図

きる機能を高めます。

③今後の公営住宅建設及び若者等に魅力のある住宅建設並びに移住者用等の住宅建設のための土地について、土地開発基金を活用して先行取得

し将来を見通した土地利用を進めます。

る必要があります。

2 自然保護、環境共生

関連する 個別計画

- ●生活排水処理基本計画
- ●循環型社会形成推進地域計画

- ◎地域における貴重な自然環境を適切に管理保全します。
- ◎生物多様性や持続可能性などをふまえ、環境やそこにすむ生物にできるだけ負荷をかけない環境保全に努めます。
- ◎河川の水質監視や町民への意識啓発により、排水やごみなどが環境悪化につながらないように します。

区分	現状
自然環境の保全	 ・道南の知床と呼ばれ、滝や奇岩が連続する変化に富んだ海岸線などの景観が楽しめる「松前矢越道立自然公園」をはじめ、標高1,072メートルの大千軒岳など豊かな自然があります。 ・国・道及び町内自然保護愛好団体と連携し、高山植物の保護・保全活動を行っているほか、自然保護監視員を中心に、パトロールや啓発看板等の設置を行っています。
排水の監視	・一般家庭や水産加工場からの排水状況を把握するために、福島川下流、みどり川中流、観音橋川中流、寺ノ沢川河口、澗内川下流、吉岡川下流の水質検査を実施しています。 ・一般住宅に対しては、「循環型社会形成推進地域計画」に基づき、浄化槽の設置を進めています。
町民への意識啓発	・随時、回覧広報等を通じて自然環境保護に向けた啓発などを行っていま す。

目標とする指標	現状/R 元	R2	R3	R4	R5
自然保護監視員活動回数(回)	78	78	78	78	78
浄化槽の普及率(%)	20	22	24	26	28
広報等による環境保護意識の啓発回数(回)	5	5	5	5	5

課題	施策
●自然環境の保全とともに自然保護への意識啓蒙を推進することが必要です。●高山植物等の盗掘被害を未然に防ぎ、貴重な財産として守る必要があります。	①農林漁業との健全な調和を図りながら、豊かな自然環境や景観の保全に努めます。②「松前矢越道立自然公園」をはじめとした自然環境が豊かな地域については、引き続き保全に努めます。①大千軒岳周辺等の自然保護については、関係団体と連携を図り、町民や来訪者に対し自然環境の維持・保全に向けた啓発活動を行います。
●水質検査により監視を続けるとともに、 浄化槽の設置などを促進していくことが 必要です。	①町内主要河川の水質検査など、状況把握と監視を行います。②一般住宅への浄化槽の設置を促進し、河川の水質向上を進めます。
●生活排水の河川への流入や不法投棄を防止するための意識づけが必要です。	①広報などを通じて、環境保護に向けた意識啓発 を行います。

3 公園・緑地、景観、環境美化

関連する 個別計画 ●福島町公園長寿命化計画 (平成 27 年度~34 年度)

- ◎町民や来訪者が自然に親しめる場として、町内の公園などを適切に管理します。
- ◎町民の協力を得ながら清掃活動を定期的に行い、きれいなまちを保ちます。

区分	現状
公園	・町内には、野球場、フットサル場、ゲートボール施設を備えた新緑公園をはじめ、森林公園、トンネルメモリアルパークなどの公園があります。・遊具など老朽化した設備については改修を計画的に行っています。・森林公園には、町花である「やまゆり」の群生があり、保全に努めています。
街路樹	・街路樹については、定期的に剪定を実施しています。
環境美化	・各地域での清掃活動のほか、春と秋の年2回、町内会の協力で空き缶を収 集しています。 ・町内各学校でも、クリーン作戦を行っています。

目標とする指標	現状/R 元	R2	R3	R4	R5
ボランティア清掃活動数 (回)	8	8	8	8	8
町が管理している街路樹本数(本)	142	142	142	142	142

課題	施策
●遊具の改修については、今後も安全管理や利用しやすい遊具への改修を続けていくことが必要です。●森林公園の施設は老朽化しており、利用者も減少しています。シカの食害を防止するとともに、公園の改修が必要です。	①施設の維持管理を進めながら、利用しやすく親しみやすい公園づくりに努めます。②散策路や管理棟整備、植栽木の更新、町花「やまゆり」のエゾシカ対策を含めた、森林公園一体としての整備を検討します。
●街路樹を活用した景観づくりが必要で す。	①景観向上のための街路樹の整備を検討します。
●ポイ捨てが後を絶ちません。	①町内会や各種団体の協力を得ながら、清掃活動を推進します。②環境美化への意識の向上を図るため、ポイ捨て対策を強化します。

4 ごみ処理、リサイクル

関連する 個別計画

●循環型社会形成推進地域計画

- ◎ごみの分別がより徹底できるよう、町民の理解と協力を促し、効率的なごみの収集に努めます。
- ◎ごみの減量やリサイクルにつながる取り組みを進め、資源循環型社会を推進します。

区分	現状
ごみの収集、処理体制	・委託業者がごみを収集し、可燃ごみはリレーポート渡島に、不燃ごみ・資 源ごみは再生処理施設に運搬しています。
ごみ処理施設	・可燃ごみ、可燃粗大ごみは、渡島廃棄物処理広域連合の溶融施設で処理しています。・不燃ごみ、不燃粗大ごみ、資源ごみは、渡島西部広域事務組合のごみ再生処理施設(不燃・不燃粗大処理施設、資源処理施設)で処理しています。
ごみの減量 化 、 利 活 用、リサイ クル	 「ごみ減量化対策促進事業」により、生ごみ処理機器等の購入を助成しています。 公共施設から排出される生ごみは、農家で堆肥として活用されています。 物を大切にし、安易に捨てない意識の向上を図り、粗大ごみの減量化につなげるため平成26年度から粗大ごみを有料化しました。
不法投棄	・町内各所で不法投棄が見られます。 ・看板の制作、設置による不法投棄防止の啓発を行っています。

目標とする指標	現状/R 元	R2	R3	R4	R5
集団資源回収年間排出量 (t)	58	60	62	64	66
一般ごみの一人当たりの排出量(t)	0.37	0.36	0.35	0.34	0.33
ごみの総排出量に対する資源ごみの割合(%)	6	9	12	15	17

課題	施策
●ごみの分別が徹底されていないため処理 に時間が掛かることもあります。	①ごみに対する町民意識の向上を図り、分別の徹 底と適正な処理に努めます。
●処理施設については現在は順調に稼働されており、可燃ごみ、不燃ごみ共に適正に処理されていますが、将来の施設更新等の検討が必要です。	①関係自治体と連携し、ごみ処理関連施設の適切 な維持管理に努めます。
●生ごみ処理機の購入希望者が減少しています。●物を大切にする意識の向上と、ごみの減量化を図る必要があります。●小型家電リサイクル[※]の開始に向けて、回収体制を整える必要があります。	①ひとしぼり運動や物を大切にすることの周知を 徹底するとともに、堆肥の利用普及策など資源 化に向けた方策についてごみ減量化推進員会議 等で検討を進めます。②小型家電については、現状でも一部の回収はし ておりますが、個人情報を含む携帯電話などの 特定品目についての回収体制の整備を図りま す。
●不法投棄が減少していません。	①巡回パトロールを強化し、看板等を設置しながら、不法投棄の抑止に努めます。 ②不法投棄を発見した場合は警察に通報するなど、対策を強化します。

[※]小型家電リサイクル:携帯電話、デジタルカメラなどの小型家電は、金や銅、希少な金属が含まれる一方、鉛などの有害な金属も含んでいます。このため、国では、使用済みの小型家電の回収・リサイクルを推進しています。

5 水道、排水・し尿処理

関連する 個別計画

●循環型社会形成推進地域計画

- ◎水道の管路や関連施設を計画的に更新、整備しながら経営の健全化に努めます。
- ◎排水・し尿処理を適切に行える環境づくりを進め、清潔な生活環境づくりを進めます。

区分	現状
水源	・水源は吉岡川、岩部川の上流部にあります。 ・毎年水質検査計画等を通じて水道利用者に水質に関する情報を提供してい ます。
配水管	・水道配水管については、道路や橋の整備に伴い架替や移設などを行っています。・老朽管や石綿セメント管の更新は、毎年度、ほぼ計画通りに実施しています。
水道施設・設備	・浄水場設備については適宜補修、更新し、平成25年度に施設耐久力調査を実施するなど、施設の維持管理に努めています。・中央監視設備については、適宜更新を進めています。
水道事業	 ・水道事業については、平成8年度に料金改定を行い、これまで経営の効率化を図りながら、現在は安定した経営を続けていますが、人口減少等による給水収益の減少と老朽化した水道施設の更新等にかかる経費の増嵩が見込まれるため、今後、経営が厳しくなることが予想されます。 ・未給水世帯が90世帯以上あり、季節によっては井戸の水質が悪くなることから、安全・安心な水道加入を勧めています。
排水処理施設	・排水処理対策として平成23年度より毎年18基、町管理型浄化槽の整備を進めています。
し尿処理施 設	・し尿処理については、渡島西部広域事務組合で平成25年度に「汚泥再生 処理センター」を整備し、処理を行っています。

目標とする指標	現状/H27	H28	H29	H30	H31
老朽配水管更新計画延長の更新率 (%)	89	89	89	100	100
浄化槽総設置基数 (基)	136	154	172	182	192

課題	施策
●現在は問題はありませんが、美山浄水場 の渇水期の対応が必要です。	①国や北海道と連携して水源涵養林 [※] を保全管理 し、水質の向上に努めます。
●道路や橋の工事内容が変更することもあり、計画的な事業実施が課題です。	①関係機関と調整しながら、配水管を整備します。 ②布設後、40年を超えている配水管について、計画的に更新します。 ③石綿管が解消されるまで取替工事を継続します。
●浄水場設備は数度に亘り改修拡張を行っているため、計画的な維持管理・更新が必要です。●設備の更新費用が高額なため、会計への影響を考慮する必要があります。	①施設の適切な維持管理に努め、老朽化している設備については計画的に更新します。②点検整備・補修により施設の延命化に努め、設備の更新に係る費用負担の軽減を図ります。③更新費用が会計に及ぼす影響を考慮し、企業債を発行して中央監視設備を更新します。
◆人口減少や高齢化により給水収益の減収が続いており、これは今後も続くと思われます。●水道設備の老朽化が進んでおり、施設更新のため改修費が増加しています。●井戸水の利用が多い地区には配水管が布設されていない場所があります。	①経常経費の削減に努め、水道事業会計の適切な運営を図ります。②アセットマネジメント*を実施し、収支の状況を見定めながら、適切な水道料金や水道料金体系を検討します。③水道未使用者への水道加入を促進します。
●設置希望者が減少傾向にあります。	①浄化槽の設置をPRし、設置希望者が増加するよう努めます。
●平成25年度に新たな施設を整備したことにより、現在、課題はありません。	①関係自治体と連携し、し尿処理を行います。

- ※水源涵養林:雨水を吸収して水源を保ち、あわせて河川の流量を調節するための森林のことです。
- ※アセットマネジメント:資産(アセット)を効率よく運用(マネジメント)するということで、ここでは、水道施設を計画的に管理・更新し、健全な状態で次世代に引き継いでいくことです。

6 道路網

関連する 個別計画 ●福島町橋梁長寿命化計画 (平成 27 年度~34 年度)

- ◎国道や道道については、国や北海道に早期整備や適切な維持補修を要請します。
- ◎町道や町が管理する橋については、緊急度を考慮しながら、整備や維持補修に努めます。
- ◎除雪を適切に行い、冬の道路環境を安全に保てるよう努めます。

区分	現状
高規格道路	・地域高規格道路(松前半島道路)については、渡島総合開発期成会で要望活動を行っておりますが、松前半島道路の整備促進をより強くアピールするため「松前半島道路建設促進期成会」を再構築しました。
国道	・国道228号については、通常の維持管理(草刈り、除雪、側溝清掃など)に 関して、町内会等より改善等の要望があれば随時道路管理者に連絡していま す。
道道	・管理者である北海道に対し適切な維持管理について要望しています。 ・着工が延期となっていた、道道岩部渡島福島停車場線は、塩釜地区における道路拡幅と護岸の浸食対策工事が本格的に着工しています。 ・福島川の拡幅に伴い、中塚橋の伸長工事が予定されています。
町道	 ・町道については、通常の維持管理(除雪等)のほか、劣化している舗装や排水 溝の整備、維持補修を行っています。 ・建設から50年以上経過した橋梁が増えてきています。

目標とする指標	現状/R 元	R2	R3	R4	R5
沿線自治体と連携した地域高規格 道路の年間活動要請回数(回)	4	4	4	4	4
町道整備補修延長(m)	820	654	287	1182	507
町道の除雪延長 (km)	38	38	38	38	38
除雪堆積箇所数(箇所)	52	52	52	52	52
橋梁長寿命化計画に基づく橋梁補修件数(件)	1	1	1	1	1

=며 8종		
= 12 元日		
課題		

- ●災害時の緊急道路の活用など、重要性が 高まっています。
- ●早期建設に向け、当該道路の整備に対する町民意識の更なる醸成が必要です。
- ●維持管理の予算減により、草刈りや除雪などの出動回数が減っていますが、国道228号は唯一の幹線道路で地域経済、住民生活に重要な役割を果たしているため、安全な通行のための維持管理が必要です。
- ●国道228号は、白神岬での通行止めが 発生することもあり、旧国道を利用した う回路が必要です。
- ●道道岩部渡島福島停車場線において、荒 天時の越波や落石・土砂災害等によりた びたび通行止めとなっており、対策が必 要です。
- ●道路の経年劣化が進んでいます。
- ●除雪時の堆雪スペースが不足しています。
- 橋梁が経年劣化により通行が危険になる 恐れがあります。

施策

- ①生活圏の拡大に対応する利便性や、災害に対する安全性の高い道路として、地域高規格道路の早期完成を関係機関に要請します。
- ②地域高規格道路の必要性について広報等により PRU、整備に対する町民の意識の向上を図り ます。
- ①唯一の幹線道路である国道228号について、 災害に強く安心して通院や通学することができ るよう、整備や適切な維持管理について関係機 関に要請します。
- ②国道228号のう回路の整備について、関係機関に要請します。
- ①町民が安全に通行し生活に支障をきたさぬよう、必要な整備・適切な維持管理について要請します。
- ①町道の維持管理を計画的に行います。
- ②町有地などを利用して堆雪スペースを確保しな がら除雪に努め、冬の道路環境維持に努めま す
- ③「福島町橋梁長寿命化計画」に基づき、各橋梁 の点検や維持補修を行い、橋梁の長寿命化を進 めます。また、危険な橋梁の架替も行い、安全 な通行の確保を図ります。

7 公共交通、情報通信

関連する 個別計画

●福島町地域公共交通確保維持改善計画

- ◎路線バスの存続や利便性の向上について、関係機関や関連自治体と連携し対策を講じます。
- ◎デマンドバスにより交通の利便性を高め、高齢者など利用者の外出意欲の向上につなげます。
- ◎情報化社会の環境充実を図ります。
- ◎第2青函トンネル構想の実現を目指します。

区分	現状
路線バス	・函館・木古内・松前間に路線バスが運行されています。 ・木古内松前線については、沿線4町で、ダイヤの見直し等の収支改善策を 講じています。
デマンドバス	・町内を巡回する公共交通がなく、公共交通空白地帯を補うため、平成 2 6年度より、デマンドバスを運行しています。
バス待合所	・町所有のバス待合所については、清掃や除雪を業務委託し、その他のバス 待合所については、町内会でそれぞれ管理しています。
通信環境	 ・高速通信基盤については、通信事業者により整備が進み、平成25年に一部の地区を除き、光ファイバーのサービス提供が開始されました。 ・横綱記念館、トンネル記念館では無線(Wi-Fi)が利用できるようになっています。 ・テレビについては、地上デジタル対応に伴う新たな難視地域に対し、順次対策を講じていますが、未だ一部地域で難視状態にあります。 ・中継局については、適正な維持管理に努めています。 ・NHKの共聴組合(5組合)があります。 ・携帯電話については、総務省で実施している現状把握の調査で、不感エリアの状況を把握しています。
第2青函トンネル構想	・青函トンネル内は、在来線の貨物列車とのすれ違い時の安全性を確保するため、新幹線の最高速度は 160 km/h に抑えられています。 ・現在、民間 3 団体から「第 2 青函トンネル構想」が発表されており、道内経済界からも必要性を訴える声が出されております。

目標とする指標	現状/R 元	R2	R3	R4	R5
デマンドバスの年間利用者数(人)	2,760	2,760	2,760	2,760	2,760
路線バス維持に関する協議会開催回数 (回)	2	2	2	2	2

課題	施策
●人口減や自家用車依存傾向により、バス 利用者が減少しています。	①沿線自治体、バス事業者と協議のうえ、路線バ スの合理化や利便性の向上を図ります。
● 高齢化により、バス停までの徒歩による 移動が困難な町民が増えています。	①デマンドバスの利用促進に努めます。 ②通院や買い物など、高齢者などの外出意欲が向上するよう、ドア・ツー・ドア性の向上に努めます。
●町所有以外のバス待合所の多くは、老朽 化により修繕が必要になっています。	①管理人及び町内会等と連携し、バス待合所の適 切な維持管理に努めます。
●サービス提供が全地域には至っていません。サービス提供地域外へのエリア拡大に対する要望活動が必要です。	①高速通信サービス提供地域のエリアが拡大するよう民間事業者に要望します。 ②集客が多い公共施設において、無線(Wi-Fi)整備を進めます。
●共聴組合においては、光ケーブルの整備 に伴う設備更新に多額の費用負担が必要 となります。●難視地域の解消が必要です。	①町内全域でテレビが安定的に受信できるよう、中継局の管理・運営に努めます。②各共聴組合において安定した運営ができるよう、負担軽減を図ります。③国及び関係機関と難視解消に向けて協議を進め、対策を講じます。
●一部不感エリアが残っていますが、当該 地域住民からの要望はありません。しか しながら、緊急時の連絡手段として携帯 電話の役割が高まっている中、引き続き 不感エリアの解消が必要です。	①携帯電話の不感エリアが解消されるよう、国・ 北海道・民間事業者への要望を進めます。
●国は、新幹線の速度問題を解決するための対策を検討していますが、2030 年に予定されている北海道新幹線の札幌延伸に向けては、大幅な時間短縮が求められるものと考えられます。	① 第 2 青函トンネルは、新幹線の最高性能を発揮するための抜本的な解決策となり得るものと考えられますので、青函トンネル工事基地の当町から、「第 2 青函トンネル構想」の実現に向けて情報発信するとともに、関係者と連携を図りながら目に見える活動を展開します。

8 住宅

関連する 個別計画 ●福島町公営住宅等長寿命化計画 (平成 26 年度~35 年度)

- ◎「福島町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、既存住宅の適切な維持管理に努めます。
- ◎「定住促進住宅奨励金」や「空き家バンク制度」などを通じて、住宅の建設促進や空き家の解消に努めます。

区分	現状
公営住宅	・町内には、美山団地、三岳団地、三岳改良住宅、丸山団地があり、218 戸を管理しています。
一般住宅	・福島町に定住を希望する方には、最大で100万円の奨励金を交付する「定住促進住宅等奨励事業」により建設を促進しています。・町内の使用されていない民家を活かした定住を促進するために、「空き家バンク制度」を設置し、町ホームページなどで登録者と希望者を募集しています。
定住促進住宅	・中心街の空き地を有効に活用できていません。
空家対策	・「福島町空家等の適正管理に関する条例」を平成 27 年 12 月に制定し、空 家等対策を進めています。

目標とする指標	現状/R 元	R2	R3	R4	R5
公営住宅等長寿命化計画に基づく公 営住宅の住環境向上戸数(戸)	0	4	0	0	0
空き家バンク登録件数(件)	2	3	3	3	4
定住促進住宅等奨励金補助件数(件)	3	3	3	3	3

課題	施策
●老朽化し建替えや設備の更新が必要な住宅を順次整備し、住環境を向上させることが必要です。	①老朽化した三岳改良住宅の建替えを行います。 ②設備改修により、居住性を向上させるととも に、必要に応じて改善を図ります。
●「空き家バンク」への登録物件が少ない ため、今後登録を増やしていくことが必 要です。	①「定住促進住宅等奨励事業」により、町内への 住宅建設を促進します。 ②「空き家バンク制度」のPRに努め、定住者の 増加と空き家の解消を図ります。
●空き地の有効活用と若者が住んでみたいと思う魅力ある住宅の提供が必要です。	①「定住促進住宅整備プラン(仮称)」を策定 し、魅力ある住宅整備に向けた取り組みを進め ます。
●犯罪や火災の誘発、倒壊等による被害の 未然防止の観点からも、空き家の適正管 理を促す必要があります。	①「福島町空家等の適正管理に関する条例」の施 行により、所有者等へ適正な管理を促します。

9 児童福祉、子育て支援

関連する 個別計画

- ●子ども・子育て支援事業計画 (平成 27 年度~31 年度)
- ●福島町地域福祉計画(平成 27 年度~31 年度)

【基本目標】

◎地域社会全体で、子どもの健やかな成長と保護者の子育て支援を目的として策定した「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、安心して子どもを産み育てられる環境の整備を図ります。

区分	現状
認定 <i>こども</i> 園	・保育所は、平成25年度に「認定こども園福島保育所」として開園し、保護者の就労状況に関わらず入園が可能となり、幼児期の教育・保育の一体的な提供と子育て支援を行っています。 ・保育料は国の基準に準じ、8階層で算定し保護者より徴収しています。
地域子育て支援センター	・認定こども園福島保育所に「地域子育て支援センター」を併設しています。子育て中の保護者とその子どもの交流の場として、子育てサロンのほか、育児相談(電話・来所)を行っており、保育所や幼稚園を利用していない保護者とその子どもの交流の場として重要な役割を担っています。
子育ての相 談、情報提 供	 ・月1回「育児教室」を開催しているほか、電話、メールでの育児相談を随時行っています。 ・妊娠・出産・子育てに関する情報をわかりやすく提供するため、「子育てガイドブック」を作成しています。
乳幼児健診など	・月1回乳幼児健診を実施し、身体計測、問診、聴こえのテスト、医師の診察、歯科指導、保健・栄養指導、個々の月齢発達に合った指導を行っています。・月齢毎の発育と発達を確認する事により、異常の早期発見・早期対応を行っています。児童虐待の発見の場にもつながります。

目標とする指標	現状/R 元	R2	R3	R4	R5
ゆりっこ広場の年間開催数 (回)	40	40	40	40	40
乳幼児健診の実施数(回)	12	12	12	12	12

課題	施策
----	----

- ●保育機能と、教育機能の充実に 努め、幼児の健やかな成長を支 えていく必要があります。
- ●保育所に設置している木造遊具 の安全性を確認し、利用可能年 数を把握することが必要です。
- ●保育料が子育て世代の負担となっており、その解消を図る必要があります。
- ●「地域子育て支援センター」の 周知を図るとともに、利用者の ニーズを把握し、事業内容の充

実を図ることが必要です。

- ①家庭や地域社会、関係諸機関との交流連携を進め、幼児 期に必要な体験や経験を積む機会を広げていきます。
- ②施設の維持管理に努めながら保育サービスの充実に努めます。
- ③耐久性の高い遊具を設置し、安全に遊べる環境を整備します。
- ④子育てを望む人、子育て中の人達が安心とゆとりを持って、子供を産み育てる環境整備のため、保育料の無料化を実施します。
- ①町広報での周知や住民生活課窓口に発行誌を配備するなど、出生、転入届出時に「地域子育て支援センター」の PRを行います。
- ②「地域子育て支援センター」における子育てについての 相談、情報の提供、助言その他の援助についての実施内 容について周知啓発するとともに、利用しやすい運営に 努めます。
- ③「子育て支援センター」の利用者は、増加傾向にあり、 現在のスペースでは手狭で、親子が自由に活動しにくい 状況となっています。このため、子育て世代の交流広場 の提供をめざし、施設の増築を行います。
- ●少子化が進む中、「育児教室」 への参加者が減少しています。
- ●育児教室や育児相談を通じて、 母親の育児に対する不安を解消 することが必要です。
- ●「子育てガイドブック」は、随 時改訂が必要となります。
- ●町内に小児科医師がいません。

- ①育児不安の解消など、状態に応じた保健指導、助言の充 実を図ります。
- ②「子育てガイドブック」の加筆修正等を随時行い内容の 充実を図ります。

①町外の小児科医師に委託し、月1度の乳幼児健診を継続 して実施します。

区分	現状
子育て支援	 ・医療費に対する保護者の経済的負担軽減を図るため、平成24年4月から高校卒業までの医療費自己負担を無料化しています。(子ども医療費、ひとり親家庭等医療費、重度心身障がい者医療費) ・福島町での子育てを地域で応援するため、出産祝金を支給しています。 ・ひとり親世帯の経済的支援として児童扶養手当の相談や申請書の進達などを行っています。
児童公園	・町内5地区(松浦、館崎1、美山、日向1、月崎1)に児童遊具を設置しており、地域の子どもの遊び場、又、親子のふれあいの場として利用されています。
学童保育	・福島小学校の空き教室を活用し、保護者が就業等により昼間家庭にいない 児童を対象に、授業が終わった後の遊びの場を提供しています。・学童保育料とおやつ代を保護者から徴収しています。
子育て支援 ネットワー ク	・児童が健やかにたくましく育ち、安心して暮らせる環境づくりと、未来ある子どもの人権を保障していくことを目的として、関係機関が連携し虐待防止等の課題の共有や対応を協議しています。

課題	施策
●少子化に歯止めをかける対策が必要です。 す。	①医療費に対する経済的負担軽減、子育て支援・ 定住対策の推進のため、医療費無料化や出産祝 金交付事業を引き続き実施します。 ②ひとり親世帯を支援する制度について周知を行 います。
●地域の実情に応じて、計画的な修繕・整備が必要です。	①地域の意向や利用状況等をふまえながら、町内 会と協議のうえ、遊具の修繕・整備を行いま す。
●放課後の遊びの場の充実に努めることが必要です。●子育て世帯の総体的な経済的負担の軽減が必要です。	①子ども同士の多様な仲間関係の形成を促すとともに、地域の大人とのかかわりも経験できる、安心、安全な居場所づくりに努めます。②子どもたちが自主的に活動できる環境づくりを推進します。③子育てを望む人、子育て中の人達が安心して子育てができる環境整備のため、保育料の無料化を実施します。
●子どもの命、人権に対する意識の向上が必要です。●要保護児童に関する情報の共有、迅速な対応が必要です。	①人権意識の啓発を図ります。 ②育児困難家庭を把握するとともに、必要な支援 を行うことにより、虐待等の未然防止に努めま す。

10 火葬場、墓地

【基本目標】

◎火葬施設や墓地公園の適切な維持管理に努めます。

区分	現状
火葬施設	・町内に火葬施設があり、一部業務を民間に委託し管理・運営を行っています。また、火葬場を所有する木古内町、松前町と協定を締結し、相互協力を行っています。
墓地公園	・町内にある墓地公園には480区画があり、このうち404区画(平成27年3月末時点)の使用を許可しています。・墓地公園のほか、町管理墓地が9ヶ所あります。

目標とする指標	現状/R 元	R2	R3	R4	R5
墓地公園の未許可区画数(区画)	59	54	49	44	39

課題	施策
●委託事業者と連携のうえ、適切な管理・ 運営を進める必要があります。	①火葬施設の適切な維持管理に努めるとともに、 安定した運営体制の維持に努めます。
●区画の使用許可後、条例で定められている期間を超えても墓碑を建立していない方への対応が必要です。	①墓地公園の適切な維持管理に努めます。 ②墓碑の未建立者に対し、建立に向けた取り組み を行います。

11 防災

関連する 個別計画

- ●福島町地域防災計画 (平成 12 年改訂、平成 26 年度改訂)
- ●防災備蓄計画(平成 25 年度~29 年度)

- ◎大雨など自然災害の発生が高まる中、町民の災害への意識を高めるとともに、防災や減災に向けた取り組みを進めます。
- ◎治山や治水に関する取り組みにより、災害の未然防止に努めます。

区分	現状
防災計画、防災体制	 ・国や北海道の計画変更に伴い、「地域防災計画」の修正や「津波避難計画」の策定を行っています。 ・各世帯に防災マップを配布したほか、町内に海抜表示を掲示するなど防災意識の高揚に努めています。 ・防災訓練については毎年10月に住民参加により実施しているほか、定期的にJアラートを利用した情報伝達訓練も実施しています。 ・平成25年度に防災備蓄倉庫を整備するとともに「防災備蓄計画」を策定し、防災備蓄品を計画的に整備しています。
防災行政無線	・防災行政無線については、平成26年度の防災無線デジタル化更新時に中継局、屋外スピーカや車載無線機等の更新を行うとともに、各世帯や公共施設に戸別受信機を整備しています。
治山	・治山については、年次計画で国や北海道に要望し、治山対策を推進しています。
治水	・国や北海道に要望し、治水対策を推進しています。・現在、治水を目的に、福島川の整備が進められています。・吉岡川の整備については、北海道に要請中です。・河川の維持保全と災害の未然防止を図るため、普通河川の護岸整備や河道 堆積物の除去、清掃を実施しています。

目標とする指標	現状/R 元	R2	R3	R4	R5
防災訓練回数 (回)	1	1	1	1	1
防災活動を行っている自主防災組織数(組織)	38	38	38	38	38
治山事業要望箇所数(件)	9	9	9	9	9

課題	施策
●今後も国や道の動向や制度変更に応じて、計画を修正していくことが必要です。	①「福島町地域防災計画」等の検討・見直しを定期的に行い、全町一体となった防災体制の確立 に努めます。
●訓練への参加者が固定化する傾向にあります。 ● 備蓄品については、消費期限や耐用年数	②「自助」「共助」「公助」 [※] の考え方を普及し取り組みを進めるため、町民への防災意識の啓発と地域ぐるみの防災活動を推進します。
が決まっており、計画的な更新が必要で す。	③全町一斉や災害別の防災訓練を実施することに より、町民の防災意識の向上を図ります。
	④「防災備蓄計画」に基づき、防災備蓄品や資機 材の整備・更新を図ります。
●季節や気象状況等により電波の受信状況 が悪い地域がでた場合、屋外アンテナを 設置しなければなりません。	①災害情報を確実に町民に伝達するため、防災行 政無線施設の維持管理を行い、安定した受信環 境づくりを進めます。
	②戸別受信機を活かした町防災行政無線による積 極的な広報活動を図ります。
●危険区域解消のため継続して実施する必 要があります。	①災害防止と生活環境の保全を図るため、危険区 域を重点に治山施設の整備に努めます。
●海岸段丘など当町の特徴的な地形をふまえ、関係機関が連携し、機動性のある、 きめ細やかな総合的な治水対策を進めていくことが必要です。	①国や北海道に要望し、治水対策を推進します。
●福島川の整備については、相続手続き等 により用地買収に時間を要しています。	

^{※「}自助」「共助」「公助」:防災対策・災害対応を考えるうえでの考え方で、自助とは、自分や家族の命は自らが守る(備える)こと、共助とは、近隣が互いに助け合って地域を守る(備える)こと、公助とは、町や警察・消防などの救助活動や支援物資の提供などを言います。

12 消防・救急

関連する 個別計画

●消防計画(渡島西部広域事務組合)

- ◎町民の防火への意識を高めるとともに、火災を未然に防ぐ環境づくりを進めます。
- ◎消火及び救急活動が迅速かつ適切に行えるよう、人員の確保や装備等の更新など消防・救急体制の強化に努めます。

区分	現状
防火意識	・春・秋の火災予防運動期間の行事として「防火ゲートボール」「防火書道 コンクール」「防火パークゴルフ」の開催、防災無線・消防車両による広報 を行い防火意識の高揚に努めています。また、防火チラシの発行、広報ふ くしまへの掲載で防火意識の高揚を図っています。
防火活動	・一般家庭防火査察で、住宅用火災警報器・消火器の設置状況、並びに火気 の取り扱いについての指導を行っています。また、学校・事業所などの避 難訓練に立会い、消火器の取扱い説明を行っています。 ・年末に、職員・団員による歳末警戒を実施しています。
消防団	・福島消防団の体制について、本部、福島・吉岡・白符・吉野・千軒の1本部、5分団があります。現在の団員数は72名で、うち女性団員が7名です。(条例定数85名) ・消防団の施設、装備、車両などを消防計画に基づき更新しています。
消防署	 ・福島消防署の体制は、職員が23名で、うち救急救命士が11名です。 ・各種研修への参加により、知識・技術の向上を図っています。 ・消防署の施設を消防計画に基づき更新しています。 ・消防救急無線のデジタル化を行い、平成27年度から運用しています。 ・老朽化した気象観測装置の更新を行いました。 ・消防庁舎の老朽化が進んでいます。
救急活動	 ・救急出動の際、救急救命士が1名以上乗車できる体制を整えています。 ・現場で意識、呼吸、血圧等などを確認し応急処置を行い、また、心肺停止の傷病者の場合、救急救命士が医師の指示のもと救命処置をし、病院選定を行ってから搬送開始となります。 ・緊急性・重症度の高い傷病者(脳梗塞等)は近隣医療機関では対応出来ないため、救急車両で1時間以上掛け函館市内の医療機関へ搬送しています。 ・普通救命講習を実施して、町民に心肺蘇生法とAEDの使い方を普及しており、平成26年12月現在645名受講されています。 ・平成27年2月からのドクターへリ運航で緊急性・重症度の高い傷病者への初期治療を早急に行うことが可能となりました。

目標とする指標	現状/R 元	R2	R3	R4	R5
防火意識高揚イベントの年間開催数(回)	4	4	4	4	4
住宅用火災警報器の設置数〈%〉	67	70	75	80	85
普通救命講習の年間受講者数(人)	105	110	115	120	125
消防計画に基づく施設等整備件数(件)	2	1	1	1	1

課題	施策
●人口の減少により各行事への参加者が少 なくなって来ています。	①従来の行事に加え、多くの町民が参加できる新たなイベントを取り入れ、参加者の防火意識の高揚に努めます。
●住宅用火災警報器の未設置世帯に対して 設置を促進していくことが必要です。	①住宅用火災警報器設置の奏功事例などを防火チラシ等で紹介し、設置の促進を図ります。 ②防火パトロールや消防車両による広報活動を通して注意喚起を行い火災を未然に防ぎます。
●消防団員の減少が進んでいます ●分団器具置場などの老朽化が進んでいます。	①消防団員確保のため個人、事業所、役場などへ 積極的に入団の働きかけを行います。②消防団活動に必要な施設、装備、車両などを計 画的に更新します。
●計画的な職員の採用が必要です。●各種研修参加により、知識・技術の向上を図ることが必要です。●気象データを有効に活用していくことが必要です。●消防庁舎の改修工事が必要です。	①今後の業務体制を考慮し、計画的に職員の採用を行います。②各種研修への参加により、職員の知識・技術の向上に努めます。③消防庁舎、消防施設、消防資機材、車両などを計画的に更新、整備します。④今後、気象データーを活用し、警報発令前にも警戒活動を行うなど、災害被害の軽減を図ります。
●町内に入院可能な医療機関がないため、病院収容まで時間を要します。●普通救命講習会は団体での受講が主となっており、個人でも気軽に受けられる取り組みが必要です。	①消防計画に基づき車両、資機材を更新します。 ②町内会(団体)と連携しながら普通救命講習会 を実施し、更なる救命率の向上をめざします。

13 交通安全・防犯

- ◎町民の交通安全への意識を高めるとともに、交通事故が起こりにくい環境づくりを進めます。
- ◎町民の防犯意識を高めるとともに、警察など関係機関と連携し、犯罪の発生を未然に防ぎます。

区分	現状
交通安全	 ・道路照明や標識など交通安全施設の不具合については、各道路管理者に連絡し、対応を依頼しています。 ・小学生には、毎年春季に「交通安全教室」を実施し、自転車の乗り方や交通マナーを身につけ、常に交通安全を心掛ける能力と態度を養っています。 ・高齢者には、「高齢者学級」において、警察による講話や夜光反射材を配付し着用を呼びかけるなどの啓発活動を行っています。 ・「交通安全町民大会」を春(吉岡地区)と秋(福島地区)に開催しているほか、交通安全運動を展開し、交通安全意識の高揚を図っています。
防犯	・各町内会で設置する防犯灯については、設置費用や電気料の助成を行っています。・町内で空き巣、特殊詐欺などが発生した際には、チラシを作成し、各家庭に配布しています。・関係機関と連携し、防犯パトロールや啓発活動を行っています。

目標とする指標	現状/R 元	R2	R3	R4	R5
死亡交通事故の発生件数(件)	0	0	0	0	0
防犯啓発イベントの参加回数(回)	3	3	3	3	3

課題	施策
●小学生には、自転車の乗り方や、道路横断時の事故防止の啓発が必要です。●高齢者の夜間の道路横断時の事故防止対策が必要です。	①道路照明のLED化*を推進します。 ②幼児から高齢者まで、交通安全に関する教育や 意識啓発を実施します。 ③各期別の交通安全運動期間を中心に、各種啓発 により正しい交通ルールの遵守と町民総ぐるみ による交通安全運動の継続を図ります。
●特殊詐欺などは、手口がとても巧妙となっており、今後も犯罪を未然に防止するため、周知活動を行うことが必要です。●防犯の啓発活動の参加機関が固定化しています。	①警察と協力した啓発・広報活動により防犯意識の向上を図り、悪質商法や特殊詐欺などの被害を防ぎます。②警察・防犯協会・町内会等関係機関と連携し、防犯活動を行います。③各町内会と連携し防犯灯のLED化を進めます。

[※]LED化:電球や蛍光灯など、電気代が安くて長持ちする発光ダイオード(LED)を使用した照明器具に取り替えることです。

第4章 学び合い、たくましい人を育てる(教育・文化)

1 生涯学習(推進体制)

関連する 個別計画

- ●第6次福島町社会教育中期計画 (平成27年度~35年度)
- ●子ども読書活動推進計画

- ◎町民一人ひとりの生涯学習活動を支援するために必要な体制づくりを進めます。
- ◎子どもから大人まで読書に親しんでもらえるよう、読書活動を推進します。

区分	現状
推進体制	・「生涯学習指導者名簿」の社会教育分野の中で、平成27年3月現在35 名が登録しており、求めに応じて活動しています。
	・町内の女性部等で「福島町女性の会」を組織しています。8団体で構成されており、生涯学習に係るボランティアを積極的に行っています。
福祉センター	・生涯学習の活動拠点として福祉センターがあります。・集会室が2階にあり、高齢者に負担がかかる施設となっています。・施設の老朽化に応じて、年次計画により毎年修繕等を行っています。・耐震診断調査により、耐震基準に満たない状況になっています。
図書室、図書活動	 ・福祉センター内に、図書室があります。 ・図書室の運営については、子ども読書活動推進委員会が重要な役割を担っています。今後、図書ボランティア制度の確立も進めることになっています。 ・図書室の充実を図るため、読み聞かせの会など各ボランテイア組織が活動しています。 ・図書活動としては、「子ども読書活動推進計画」に基づき、ブックフェスティバルを行っています。 ・小学生には、移動図書事業として毎月1回図書の貸出を行い、読書活動を推進しています。 ・中学生には、学級文庫として毎月図書を各学級に設置し、図書を貸し出しています。

目標とする指標	現状/R 元	R2	R3	R4	R5
文化系生涯学習ボランティアの人数(人)	40	40	40	40	40
町民一人当たりの図書年間貸出冊数(冊)	4.6	5	5	5	5
町民の図書室利用者登録数(人)	509	600	600	600	600

課題

●人口流出や高齢化により、指導者の登録 数が減少しています。

- ●後継者の育成・研修に関する取り組みは 行っていないため、単位団体と連携を図った育成体制づくりが必要です。
- ●ボランティア活動については個々に行われていますが、組織化には至っていません。
- ●高齢者等が利用しやすい施設づくりが必要です。
- ●耐震診断の結果に基づき、今後の方向性 を検討する必要があります。
- ●図書購入のほか、団体や個人からの寄贈により多岐にわたる書籍を用意していますが、町民向け周知が十分に行われていない状況です。
- ●読書習慣を生涯の財産とし、本から知識を学び、感性を磨き、より豊かな人生を過ごせるよう「子ども読書活動推進計画」に基づき事業を行っていくことが必要です。
- ●図書を移動するため、人員不足が大きな 課題となっています。

施策

- ①単位団体と連携し、団体内での指導者の育成を 図るとともに、新たな指導者の確保に努めま す。
- ②社会教育の専門的な事業を円滑に進めるため、 専門職の養成を図ります。
- ①ボランティア実践者(団体)の意向を調整しながら、行政の押し付けにならないよう、かつ、各団体のボランティアの情報交換を行えるような場づくりを検討します。
- ①「公共施設維持保全計画」に基づき、福祉センターの適切な維持管理を行いながら、前期計画期間中に基本的な方針を定め、展望計画において改修等を行います。
- ①図書室利用者のニーズを把握し、蔵書の充実に努めます。
- ②「子ども読書活動推進計画」に基づき、読書感 想文・感想画コンクールなど読書活動に関する 各種方策を進めます。
- ③図書室ボランティア制度の確立を図ります。
- ④福祉センター以外の公共施設での本の紹介をはじめ、吉岡総合センターでの移動図書事業の推進を図り、町のホームページや「図書だより」でのPRなどを充実させます。
- ⑤図書ボランティアの支援により、移動図書事業 の人員不足を解消します。

2 幼児教育、学校教育

関連する 個別計画

- ●福島町食育推進計画(平成 26 年度~30 年度)
- ●子ども・子育て支援事業計画 (平成 27 年度~31 年度)

- ◎幼稚園への支援などを通じて幼児教育の充実に努めます。
- ◎確かな学力の定着をめざし、基礎的な知識や技術を習得させるとともに、課題解決に必要な思考力、判断力、表現力の醸成、自ら進んで学習に取り組む意識の向上をめざします。また、子ども達が心身ともに健やかに成長するための教育を進めます。
- ◎教職員の資質の向上や指導体制の充実に努め、各教科の理解度の底上げを図ります。
- ◎衛生管理を徹底しつつ、地元産食材の使用割合を高めるなど地域の特色を活かした安全・安心でおいしい給食の提供と食育の推進に努めます。
- ◎福島商業高等学校の魅力を高める教育活動や部活動等を支援し、入学者の確保に努めます。

区分	現状
幼児教育	・町内には私立幼稚園と認定こども園があります。少子化に伴い、園児数が 減少してきています。
小中学校の教育	 ・小学校では、平成25年度から巡回指導教員を配置し、算数や理科の教科を指導しています。 ・中学校では、チームティーチング*を行うため数学の教師を町独自で配置し、習熟度別授業などを実施しています。 ・ALT*を配置し、生の英語に触れる機会を作り出しています。 ・小中学校にコンピュータを配備し、小学生の早い段階から機器に慣れることができるようにしています。 ・東日本大震災の教訓に学び、津波避難訓練などの防災教育を行っています。 ・子どもたちの体力向上にも寄与する相撲の普及・浸透を図るため、関係団体の協力を得ながら「相撲に親しむ活動」を行っています。 ・東京農業大学との包括連携協定に基づき、観察や実験などを交えた出前講座を行っています。

- ※チームティーチング:複数の教師が協力して授業を行う指導方法です。
- ※ALT:外国語指導助手のことで児童・生徒の英語発音や国際理解教育の向上を目的に各教育委員会から学校に配置され、学校などで授業を補助しています。

目標とする指標	現状/R 元	R2	R3	R4	R5
学校給食における地場産物の使用割合(%)	48	50	50	50	50
福島商業高等学校への入学者 (町内外含む)数(人)	12	12	12	12	12
学習支援等臨時教員配置数(人)	3	3	3	3	3
先進地視察研修の派遣教員数(人)	10	10	10	10	10

課題

- ●家庭、地域、私立幼稚園・認定こど も園が教育機能を発揮し、健やかな 成長を支える必要があります。
- ●幼児教育の機会均等を図るため、私立幼稚園の保護者負担について町立の認定こども園の保育料無料化との整合性を図る必要があります。
- ●基礎学力の向上に努めていく必要が あります。
- ●通常学級での学習支援が必要な児童への対応が必要です。
- ●パソコン機器の更新が必要です。また、近年はタブレット型[※]も普及しており、対応が必要です。
- ●「横綱の里」にふさわしい相撲の指 導者の確保と子どもへの相撲の普及 が必要です。

施策

- ①「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、関係各 課と連携し、幼児教育の充実に努めます。
- ②私立幼稚園への就園を奨励するとともに、町立認定 こども園と同様に保護者の負担が生じないよう助成 します。また、運営費の助成を継続します。
- ③家庭や地域等と連携を図り、自然体験や社会体験の教育内容を充実させます。
- ①巡回指導教員の配置を北海道に要請します。
- ②中学校の臨時教員を継続して配置します。
- ③教職員の資質向上のため、各種研修へ参加する機会を多くします。
- ④学習支援員を小学校に配置します。
- ⑤実践的な英語を使える人材を配置し、子どもたちに 生きた英語を学ぶ機会の場を多く提供します。
- ⑥コンピュータ (タブレット含む) の整備については、家庭学習等の多角的な活用を含めて検討し、学力向上に繋がるよう進めます。
- ⑦相撲の指導者を確保するとともに、相撲に親しむ教 室等を継続します。
- ⑧東京農業大学の出前講座を活用し、主に理科の実験等を通して自然科学への興味と理解を促します。

※タブレット型:画面を直接触ったりペンで操作できる、コンピューター製品のことです。

区分	現状
給食	 ・学校給食センターについては平成23年度に建設しました。 ・食材の高騰により平成22年度から給食費値上相当分の補助を行っています。 ・地産地消による食育*を推進するため、「福島町食育推進計画」に基づき地元食材の使用割合の向上に努めています。
校舎など	・町内には福島小学校、吉岡小学校、福島中学校の3校がありますが、老朽 化が進んでいます。
児童・生徒 送迎	・長距離通学の児童・生徒に対してはバス等で送迎を行っています。 ・バス等を活用して、対外試合等における児童・生徒の送迎を実施していま す。
教職員	 ・町内には教職員住宅が31戸ありますが、老朽化が進んでいます。また、 浄化槽設備がありません。 ・児童・生徒の基礎学力向上のため先進地に教職員を派遣し、授業の進め方 や、学校・家庭での学習方法などを研究しています。
高等学校	 ・町内には福島商業高等学校があります。地元の生徒数が減少し、存続の基準となる20名のラインに近付いてきていることから、北海道教育委員会に再編対象となる人数の引き下げを要望しています。 ・福島商業高等学校とともに木古内・松前・知内中学校において保護者説明会と生徒説明会を行うなどPRの強化を図っています。また、公務員試験対策講座など、独自の取り組みを行っています。 ・東京農業大学との包括連携協定に基づき、福島商業高等学校が行う課題研究の取り組みを支援しています。
奨学金制度	・高校生・大学生・専門学校生を対象とした奨学金制度があり、毎年数名程度の利用があります。 ・入学時の保護者の負担軽減を図るため、一時金の貸付け等が出来るよう「福島町奨学資金制度」を平成26年度に改正しました。

[※]食育:健全な食生活により健康を確保したり、食文化を継承するために、自らの食について考えたり、 食に関する知識や食を選ぶ判断力を身に付けるための取り組みをさします。

- ●地元食材の利用割合を高めることが求められており、そのための補助額の設定や、関係機関等との生産量や品種等の協議が必要です。
- ●ボイラー設備は旧給食センターからの移設のため、部品等の劣化が見られます。 給食配送車も故障が多くなってきており更新が必要です。
- ●子育て世帯を支援するため、経済的負担 を軽減する施策が必要です。
- ●校舎や屋内運動場を調査した結果、各学校の劣化が確認され、修繕を実施する必要があります。
- ●福島小学校においては今後も町の中心的 な学校として位置づけられることから建 て替えも検討しながら改修が必要です。
- ●バスの経年劣化により、今後、更新時期 の検討が必要です。
- ●教職員住宅が老朽化してきており、維持 補修費が増加しています。
- ●教職員の生活衛生面を充実させるため、 浄化槽やユニットバスの導入など、水廻 り部分の改修が求められています。
- ●児童・生徒の基礎学力には課題があるため、引き続き教職員の更なる指導力向上に努めていく必要があります。
- ●町内の生徒だけでは入学者の確保が厳しくなっています。
- ●町外からの入学者のための宿舎等の施設が整っていないため、生徒の寄宿先の確保など、受入体制の整備が必要です。
- ●公務員講座の実施や商業高校ならではの 魅力ある教育内容の充実、PRが必要です。
- ●福島商業高校では、進学や就職に有利な 実業的な資格の取得のほか、公務員講座 や看護・医療系学校への進学のための強 化対策に係る保護者の負担軽減も必要で す。
- ●奨学金制度の利用者が減少してきている ことから、利用拡大に向けた制度周知が 必要です。

- ①「福島町食育推進計画」に基づき、地元食材の使用割合を高めるよう努めます。
- ②ボイラー設備や給食配送車の更新など施設、設備の維持管理に努めます。
- ③給食費に対する経済的負担軽減や子育て支援・定住対策のため、給食費の無料化を実施します。
- ①各学校施設の長寿命化計画を策定し、計画的な改修や維持管理を実施し、安全、安心な学校生活が送れるようにします。
- ①児童生徒が安全に通学できるようバス等を適切に 維持管理します。また、早期にスクールバスの更 新を行います。
- ①教職員住宅の計画的な改修、整備に努めます。
- ②教職員の研修や視察を通じて指導方法の改善を図り、児童生徒の学力向上につながるよう努めます。
- ①引き続き北海道教育委員会に再編対象人数の引き下げを要望します。
- ②商業高校ならではの魅力ある教育内容を保護者・ 生徒説明会で P R するなど、引き続き入学者の確 保に努めます。
- ③町外からの生徒がホームステイや下宿等を利用して通学する場合の経済的負担についても積極的に支援します。
- ④現状の検定料の助成に加えて、進学・就職のため の試験対策受講費用や実社会ですぐに役に立つ各 種資格取得についても積極的に支援します。
- ⑤東京農業大学との包括連携協定に基づき、引き続き、教育的支援を通じた人材育成を図ります。
- ①各奨学資金の利用拡大につながるよう制度周知に 努めます。

3 社会教育、青少年の育成

関連する 個別計画

- ●第6次福島町社会教育中期計画(平成27年度~35年度)
- ●子ども・子育て支援事業計画(平成27年度~31年度)

- ◎「第6次福島町社会教育中期計画」に基づき、各年代の学習要求を的確にとらえながら、自主 的に学ぶ場の提供に努めます。
- ◎ 青少年が心身ともに健やかでたくましく成長するよう、町民みんなで見守るとともに、ふれあい学びあう機会と場を提供します。

区分	現状
幼児	・年間2回程度、幼児を対象とした情操教育(演劇・影絵等鑑賞)を行って いますが、家庭保育の幼児・保護者の参加は多くありません。
児童・生徒	 ・望ましい生活習慣の体験とともに、自主的に学習する習慣を身に付けさせることを目的に学校・PTA等と連携し、小学4~6年生を対象に「通学合宿」を実施しています。 ・青少年が日常生活の中で体験したり、日頃考えていることなどを広く訴えることにより、青少年の健全育成に対する町民の理解を深めることを目的として、「青少年の主張大会」を開催しています。 ・中学生・高校生を対象に、豊かな心や少年活動に必要な知識・技術を身につけた少年活動のリーダーを養成することを目的に開催される「道南ジュニアリーダーコース」に参加しています。 ・子どもたちの休日の過ごし方はテレビ・ゲーム等の割合が高くなっています。
一般(高齢者 学級以外)	 毎年20講座程度の生活講座事業を実施しています。 ・地域住民を対象に希望に応じて「地域生活学級」を開催しています。就業者も参加しやすい時間帯で開催しています。 ・実行委員会組織により、「夏の成人祭・成人式」を毎年実施しています。
高齢者	・年 6 回程度開催する「高齢者学級」は、高齢者の健康意識を高めたり、高齢者が直面する課題やニーズに沿ったプログラムづくりや、幼児等との交流に努めています。

目標とする指標	現状/R 元	R2	R3	R4	R5
全講座の年間参加率(%)	11	10	10	10	10
高齢者学級年間開催数(回)	5	5	5	5	5

課題	施策
●家庭保育の幼児・保護者の参加を進める ため、庁内関係課との連携や広報・チラ シ等により、参加者の確保に努める必要 があります。	①庁内関係課との連携やPRにより参加者の確保 に努めながら、幼児向けの演劇・人形劇・影絵 等の鑑賞機会を設け、情操教育を進めます。
 ●通学合宿については、クラブ活動や少年 団に入団している児童も多いことから、 合宿参加者の確保に課題があります。 ●リーダーとして中・高校生ボランティア 活動の参加者確保に努める必要があります。 ●子どもたちの休日の過ごし方の改善が必 要です。 	 ①学校や少年団等と協調しながら、通学合宿事業を拡充させます。 ②子供たちの成長過程に応じた各種講座や、リーダーシップ・表現力を育成する「青少年の主張大会」など各種事業を継続します。 ③町民文化祭等にリーダーとして活動できるボランティア体制の確立に努めます。 ④学習や体験など、子どもたちが休日を有効に活用できる機会を設けます。
 ●庁内各課の類似事業などもあることから、連携し、よりよい内容にしていくことが必要です。 ●「地域生活学級」は、地域住民のニーズを把握し、就業者に学習機会を提供するより良い事業計画が必要です。 ●「夏の成人祭・成人式」については、地元ならではの事業も組み入れながら推進していくことが必要です。 	①ニーズの把握に努めながら、地域の生涯学習機会の確保に努めます。②地域の主体性を尊重した「地域生活学級」を支援します。③地域の特色を生かした独自性のある成人記念行事を引き続き開催します。
● 高齢者が楽しく学びながら現代社会に対応できる知識と生活技術を取得し、自らが生きがいを見つけ健康で明るい豊かな生活を送る学習の機会を提供することが必要です。このため、逐次プログラムの工夫が必要です。	①時代に適応した高齢者学級のプログラムの工夫 と充実に努めます。

4 スポーツ

関連する 個別計画 ●第6次福島町社会教育中期計画 (平成27年度~35年度)

- ◎町民一人ひとりが生涯にわたって各年代に応じた体力・健康づくりに親しめるように、生涯スポーツ活動を推進します。
- ◎スポーツを安全かつ快適に楽しめるよう、スポーツ関連施設の適切な維持管理に努めます。

区分	現状
推進体制	・「生涯学習指導者名簿」の社会体育分野の中で、平成27年3月現在26 名が登録しており、必要に応じて活動しています。・スポーツ推進委員を委嘱し、各スポーツ事業への協力を仰いでいるほか、 少年団の指導やスポーツクラブの中心となって活動されています。
幼児・青少 年	・スポーツを通じ、健康な心身の育成並びに体力増進を目的に、フットサル や体力測定、なわとび大会などを開催しています。児童生徒が減少傾向に ある中、一定の参加者を得ています。
成人・高齢 者	・健康な身体づくりや健康増進を目的に、ソフトバレー大会、パークゴルフ 大会、水中運動教室などを開催しており、健康及び体力増進に寄与してい ます。
スポーツイベント	 ・当町のスポーツ振興の一大イベントである「駅伝競走大会」の開催は30回を超え、町内外から多くのランナーが参加しています。 ・吉岡地区では、小学校と地域住民の「合同運動会」を開催しています。
少 年 団 体 、 成人団体	・少年団体は野球、空手、相撲、フットボールのチームがあり、各種大会に 出場し活躍しています。・成人団体については、体育協会に加盟し活動をしている団体は12団体あり、体育協会が、単位組織の団体活動の活性化を図るべく取りまとめています。
体育施設	・体育施設としては、総合体育館、町民プール、パークゴルフ場、野球場などがあります。

[※]総合型スポーツクラブ:地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブで「子どもから高齢者まで(多世代)・様々なスポーツを愛好する人々が(多種目)・初心者からトップレベルまでそれぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)」という特徴を持ちます。

目標とする指標	現状/R 元	R2	R3	R4	R5
全事業の年間参加率(%)	47	40	40	40	40
総合体育館の一人当たり年間利用回数(回)	5	5	5	5	5
町民プールの一人当たり年間利用回数(回)	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
パークゴルフ場の一人当たり年間利用回数(回)	1.0	2.0	2.0	2.0	2.0
体育系生涯学習指導者登録数(人)	16	20	20	20	20
スポーツ関連施設数(箇所)	6	6	6	6	6

課題	施策
●人口流出や高齢化により、指導者 名簿の登録数が減少しています。	①単位団体と連携し、団体内での指導者の育成を支援する とともに、新たな指導者の確保に努めます。
●新たな事業の掘り起こしが必要です。●子どもたちが運動に取り組む機会が減少しています。	①学校及び関係機関と連携し、新たな事業の掘り起こしも 視野に入れながら、各種教室・大会等を進めます。②運動に触れる機会が少ない児童、生徒を対象とした運動 教室を開催し、日常的に運動に親しむ環境づくりに努め ます。
●教室・大会によっては参加者が固 定化の傾向にあります。	①関係団体と連携し、新たな事業の掘り起こしも視野に、 各種教室・大会等を進めます。
●駅伝競走大会は、町内の競技役員協力者が年々減少傾向にあることから、役員確保が課題となっています。 ●合同運動会は、吉岡地区の人口も減少傾向にあり、参加者の確保が課題となっています。	①競技役員の高齢化や減少に対応した新たな運営方法を検討しながら、伝統の「南北海道駅伝競走大会」を継続します。②吉岡地区の町内会と連携し、合同運動会を継続して開催します。
●児童が減少傾向にあり、単位組織を組めない状況が懸念されます。●スポーツ人口の減少を食い止めるため、指導者養成などにより団体の活性化が必要です。	①少年の体力向上策の観点から、単位団体や学校等と連携し、少年団体の維持及び活性化に努めます。 ②地域スポーツ振興の観点から、単位団体と連携し、成人団体の維持及び活性化に努めます。 ③総合型スポーツクラブ※の検討を行います。
●町民プールについては、委託業者と連携を図り、快適に利用できる施設運営の継続と利用者数の維持・増加対策が必要です。●パークゴルフ場については芝生の適切な管理が必要となっています。	 ①「公共施設維持保全計画」に基づき、適切な維持管理を行います。 ②町民プールについては、学校利用と調整するとともに、健康福祉分野も視野に入れつつ、利用の向上に努めながら運営します。 ③パークゴルフ場については、パークゴルフ協会と連携をしながら、快適に利用できる施設運営に努めます。 ④新緑公園については、関係団体と連携をしながら、各施設の管理に努めます。

5 芸術文化、文化財

関連する 個別計画 ●第6次福島町社会教育中期計画 (平成27年度~35年度)

- ◎ 芸術文化の振興により町民に潤いと安らぎをもたらすことができるよう、芸術文化活動の支援 や鑑賞機会の確保に努めます。
- ◎地域に根差した貴重な文化財を、長期的な視点に立って保存・伝承します。また、文化財を公開することにより、町民の文化財等に対する意識を啓発します。

区分	現状
文化団体	・町内には文化団体協議会に加盟している団体が18団体あり、町民文化祭をはじめ、道民芸術祭や四町ブロック文化祭へ出品し活躍しています。・文化サークルの育成強化や活動に対する支援を行っています。・町民吹奏楽団が結成され、会員は余暇を楽しみながら、町民文化祭等にも出演しています。
文化イベントなど	 ・文化イベントとして町民文化祭を開催しています。文化団体会員の発表の場であるとともに、多くの町民を集客しています。 ・町民文化祭に合わせて、コンサート・文化講演等を開催しています。 ・小学生に対しては、木古内町、知内町、松前町の4町で「四町芸術鑑賞」を開催し、生の舞台公演を体験する機会を提供しています。
指導者、リーダー	・各団体の指導者が中心となり活動しており、それぞれ後継者等の育成を行っています。

目標とする指標	現状/R 元	R2	R3	R4	R5
文化団体数(団体)	21	21	21	21	21
町民文化祭入場者数(人)	1,533	1,600	1,600	1,600	1,600
無形文化財公開回数 (回)	8	10	10	10	10

課題	施策
●高齢化等により、団体数が減少傾向にあります。	①文化団体協議会との連携を図りながら、各種文 化事業の運営や出展・出演を支援します。
●町民文化祭への出品・出展が減少しています。●定期的な芸術鑑賞機会の提供が必要です。	①文化団体協議会や学校・保育所と連携し、町民文化祭の企画から運営まで支援します。②全町民に対して、音楽をはじめとした芸術文化に触れる機会の充実に努めます。③小学生には、渡島西部4町の広域事業として取り組んでいる芸術鑑賞事業を継続します。
●高齢化等により団体が減少傾向にありますが、現状維持に努める必要があります。●文化を継承するうえで、文化活動の支援及び指導者・リーダーの養成に向けた取り組みが必要です。	①各団体との連携や他町との情報交換を行いながら、指導者の育成を支援します。

区分 現状 文化財 ・町内には33の埋蔵文化財包蔵地と7つの文化財があります。 ・3年に1度、関係機関とともに文化財パトロールを実施しています。 ・「文化財マップ」の作成のほか、毎年9月に、道・町指定の有形文化財を 福祉センターで一般公開し、周知に努めています。 ・埋蔵文化財包蔵地は、昭和40年代から青雨トンネル丁事関係等で徐々に 発掘され、縄文時代を中心とする土器等が大量に出土しています。平成2 1年度から平成23年度にかけて発掘された出土品の量が最も多く、北海 道埋蔵文化財センターで整理・分析作業が行われ、平成28年度末には、 これらの出土品が返却されることとなっています。 ・宮歌村文書については解説書を作成しています。 ・無形民俗文化財として、「松前神楽」「福島大神宮祭礼行列」「白符荒馬 踊り」が指定されています。 ・現在、道指定とされている松前神楽は、保存会により継承されており、毎 年20回程度公演しています。現在では、各神社祭典以外にもイベント等 に積極的に出演し公開事業に努めています。また、北海道連合保存会によ り国指定に向けた調査事業に着手しています。 ・毎年9月に行われる「福島大神宮祭礼行列」では、「奴行列」「四ケ散米 (しかさご)行列」が参列しています。

の祭りなどで公演しています。

・白符地区に伝わる「白符荒馬踊り」は、保存会により継承され、白符神社

課題	施策
●文化財パトロールについては今後も定期的に実施する必要があります。●文化財は町民にとって貴重な財産であり、保存伝承を図るとともに後世に伝える取り組みが必要です。	①文化財保護の必要性等を、機会をとらえて啓発します。②文化財パトロールを継続します。③文化財マップや文化財の一般公開、埋蔵文化財に係る考古学講座を通じて文化財への関心を促し周知に努めます。
●館崎遺跡で発掘された出土品が、今後、 北海道埋蔵文化財センターから町に返却 されることを受け、保存(展示)場所の 整備が必要となります。	①館崎遺跡で発掘された出土品を、町内の公共施設などへ保存・展示をしながら縄文文化に親しむ機会を提供します。②展示及び保存場所等の改修等を検討します。③発掘作業に従事した町民を中心に、北海道埋蔵文化財センター等の指導や協力を仰ぎながらボランティアを養成し活用を図ります。
●「福島大神宮祭礼行列」や「白符荒馬踊り」などは、演技者の確保や用具等の整備が必要です。	①文化財の保存に係る長期的なプランを策定します。②保存団体と連携し、定期的な公演、演技者の確保、用具の整備について支援します。

6 地域間交流、国際化

- ◎本町とゆかりのある地域や人との縁を大切にしながら、町外との交流を地域の活性化に結びつけていきます。
- ◎外国人観光客や来訪者への対応、学校での教育など、国際化に対応したまちづくりを進めます。

区分	現状
友好市町との交流	・「福島町」という町名でゆかりのある、長野県木曽町(旧木曽福島町)、 長崎県松浦市(旧福島町)と生徒交流事業を行っています。
若者等の交流	・若者等の交流機会が減少しています。
福島会のネットワーク	・ふるさと会として、札幌に「札幌福島会」、函館に「はこだて福島会」、 東京に「北海道福島会」があり、メールマガジン [※] や広報を通じて町の情 報を伝えるとともに、ふるさと会を開催し、交流しています。
国際化	・ALT配置など学校教育の一環として、国際化に対応した教育を行っています。 ・観光面では、外国語の表記などに努めています。

[※]メールマガジン:電子メールを通じて発行するマガジン(雑誌)のことで、発信者が定期的にメールで情報を流し、読みたい人が購読するような形態のことを言います。

目標とする指標	現状/R 元	R2	R3	R4	R5
友好市町相互交流年間参加人数(人)	13	14	14	14	14
ふるさと会交流回数(回)	3	3	3	3	3
外国語表記施設数 (箇所)	2	2	2	2	2
A L T配置数(人)	2	2	2	2	2

課題	施策
●当町でのホームステイについては受入れ家庭が少なく、宿泊施設や公共施設で対応するなど受入れ体制に苦慮しています。●九重部屋のある東京都墨田区との交流により、交流人口の増加を図る必要があります。	①友好市町交流については主に生徒交流を実施し、地域間の友好を深めていきます。②ホームステイに固執することなく、子ども達が楽しく安全に交流することができるよう、宿泊や活動プログラムを検討します。③九重部屋のある東京都墨田区との、友好交流関係を構築するとともに、当町のPRを高めます。
●若者等が交流できる機会を提供すること が必要です。	①若者等の出会いの機会の提供を支援する組織づ くりに取り組みます。
●メールマガジンの発信内容の充実や登録者の増加に向けた工夫が必要です。●ふるさと会の会員が減少傾向にあり、新規会員の加入促進が必要です。	①ふるさと会に対する側面的な支援や福島町に関する情報発信に努めます。②ふるさと会の維持・発展のため、新規会員の加入促進に向けて、同窓会等での情報提供などサポートに努めます。
●海外からの北海道への観光旅行者が増えている中、当町においても、外国人の観光客や来訪者への対応が必要です。	①外国語の併記など、海外からの観光客や来訪者 に対応した環境づくりを進めます。

第5章 協働のまちづくり・行財政運営の充実(住民活動、行財政)

1 コミュニティ

関連する 個別計画 ●福島町公共施設維持保全計画 (平成 27 年度~34 年度)

【基本目標】

◎町民の自主的なコミュニティ活動を支援するとともに、活動の拠点となる施設の改修を計画的 に進めます。

区分	現状
コミュニティ活動	 ・町内には29の町内会があります。 ・高齢化や人口減少に対応するため、「町内会連絡担当職員制度」により町内会活動の支援や意見収集などを行っています。 ・町内会などが希望するテーマに沿った「地域生活学級(講座)」を開催しています。
	・「コミュニティ運動推進協議会」を設置し、町内会、女性の会、老人クラブ、学校、PTAなど関係機関・地域活動団体と連携を密にしながら、地域の実情にあったコミュニティ活動の推進に努めています。
コミュニテ ィ施設	 ・コミュニティ活動の拠点となる町内会館等については、「公共施設維持保全計画」に基づき、改修を行っています。 ・町内会館の再編については、管理している16町内会に対し、意向調査を行い、その結果に基づき今後の施設の維持方法や統合・廃止等に係る協議を進めています。 ・コミュニティ施設の核となる高齢者の交流施設として吉岡総合センター「なごめ~る」が整備されています。

目標とする指標	現状/R 元	R2	R3	R4	R5
地域生活学級年間開催数 (回)	3	5	5	5	5
コミュニティ活動支援事業数(件)	5	5	5	5	5
町内会館等建替・改修・解体件数 (件)	1	3	4	2	1

課題	施策
●町内会行事等に対する支援要請が多くなっています。●「地域生活学級」は開催地域が減少傾向にありますが、学習の場に加え、地域の交流の場としての役割もあり、継続が必要です。学習ニーズをふまえた、より良い事業運営が必要です。	①町内会連絡担当職員制度を活用し、町内会が自主的に活動できるよう側面から支援します。②学習ニーズの把握に努めながら、地域の主体性を尊重した「地域生活学級」を支援し、地域の生涯学習機会の確保に努めます。
●過疎化や高齢化により、「コミュニティ 運動推進協議会」会員が減少しています。●町内会等各種団体における後継者育成が 必要です。	①各団体と地域に適したコミュニティ活動の推進 を図ります。
●会員の減少に伴い町内会費が減少する中、町内会館の電気料等、町内会の負担が大きくなっています。●高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けることができるよう、高齢者のふれあい・異世代交流を促進する対策が必要です。	①町内会館等の維持方法や統合・廃止等について、関係町内会等との協議を進めるとともに、改修の優先度を判断し、計画的に町内会館等の改修を行います。②町内会館の運営費補助を継続し、町内会の負担軽減を図ります。③吉岡総合センターの利用促進に努め、ニーズにあった交流促進を図ります。

2 まちづくり活動、女性の参画

関連する 個別計画 ●第2次福島町まちづくり行財政推進プラン (平成28年度~31年度)

【基本目標】

◎「まちづくり基本条例」の理念に基づく、行政、議会、町民の参画と協働によるまちづくりを 進めます。

区分	現状
まちづくり に関する組織	 ・町民と行政の役割分担が、「行政依存型」から、みんなで知恵を出し合う「協働」へ移行する中、本町では、町民との協働によるまちづくりを進めるため、平成21年4月に「まちづくり基本条例」を制定施行しました。この条例は、町民の権利と責務、そして議会と行政の役割と責務を明確にし、町民自らがまちづくりに参画し協働することによって、住民自治の実現を図っていくことを目的としています。 ・「まちづくり基本条例」に基づき「まちづくり推進会議」を設置し、(1)財政計画に関する事項 (2)行政評価に関する事項 (3)ふるさと応援基金に関する事項 (4)その他行財政の運営に関する事項について協議し、町に報告しています。 ・総合計画をはじめ、計画策定時においては、「審議会」を設置し、諮問に
	応じ計画の策定や関連する調査審議を行い、意見を具申しています。
女性の参画	・町の各種委員会に女性が参画しています。

目標とする指標	現状/R 元	R2	R3	R4	R5
各種審議会の女性委員の登用割合(%)	38	38	38	38	38

課題	施策
●多くの町民の声をまちづくりに広く反映させるため公募委員を募集していますが、公募委員が集まりにくい状況です。	①各種団体からの推薦のほか、委員の公募等により、多くの町民の声をまちづくりに広く反映させるよう努めます。
●より多くの女性の方の参画が必要です。	①女性の視点で捉えた意見を行政運営に反映させ ます。

3 広報・広聴、情報発信

【基本目標】

- ◎「まちづくり基本条例」の理念を基に、町民の参画と目的意識の共有を図るため、広報・広聴の充実に努めます。
- ◎「広報ふくしま」や町ホームページ等により、わかりやすく内容の充実した情報発信に努めます。

区分 現状 広報、情報 発信 ・庁内では年に数回「I T推進会議」を開催し、庁内のIT化について横断的 に取り組んでいます。 ・町ホームページにより、福島町に関する情報発信を行っています。 ・月1回、「広報ふくしま」を発行し、町内全世帯及び希望する事業所、出稼ぎ者等に配布しています。 ・各世帯や公共施設等に設置した戸別受信機を通じて、災害に関する情報の ほか、町内行事等を防災行政無線で放送しています。 ・議会ではホームページにより、議会の会議資料・映像の配信を行っている ほか、議会だよりの作成もしています。

目標とする指標	現状/R 元	R2	R3	R4	R5
戸別受信機を活用した広報活動(件)	350	385	425	425	425
町政懇談会の開催(回)	1	1	1	1	1

課題	施策
● I C T * は日々進歩しており、情報通信事業者等から情報収集を行うことが必要です。	①庁内をはじめ関係機関と連携し、福島町に適し た情報基盤の構築を進めます。
 ●更新についてはホームページ担当者が行っていますが、よりリアルタイムな情報発信を行うには、各課で更新ができる体制が必要です。 ●各世代に町ホームページや広報に興味をもってもらえるよう、編集等の改善が必要です。 	 ①見やすいホームページづくりをめざし、文字の大きさや配置などを工夫、改善するとともに、リアルタイムな情報発信を行います。 ②広報では、町の取り組みや出来事をわかりやすく伝えるとともに、親しみやすい紙面編集に努めます。 ① 広報の送付を希望する町出身者やふるさと納税をされた方に対して、町広報を配布します。
●戸別受信機を用いて、防災情報のほか、 町から迅速な情報発信体制が必要です。	①災害情報を確実に町民に伝達するため、防災行政無線施設の安定した受信環境を保ちます。 ②戸別受信機を活用し、積極的な広報活動を図ります。
◆本会議場及び委員会室の音響設備が老朽 化しており、改修が必要です。	①読みやすく、分かりやすい議会だよりを作成し、議会の審議状況を町民に伝えます。 ②映像配信により、引き続き、どこでも、いつでも議会の議論状況が見られるようにします。

[※]ICT:情報通信技術の略であり、コンピューター関連の技術をIT、コンピューター技術の活用に着目する場合にICTと区別することがある。

区分	現状
広聴、意見 の収集	・広聴活動として、移動町長室等を開催し、まちづくりについての意見交換を行っています。 ・各町内会に連絡担当職員を配置し、地域ごとの広聴活動を行っています。
	・協働のまちづくりを進めるため、各種委員の公募やパブリックコメント制度*を通じて、町民が積極的にまちづくりに参画できるよう努めています。
	・議会では、議会基本条例に基づき、「わかりやすく町民が参加する議会」 をめざし、議会活動の情報公開や、議会報告会・夜間議会等を開催してい ます。
町のPR活 動	・町村合併30周年(昭和60年)に、町木を「スギ」、町花を「やまゆり」として制定しています。
	・「やまゆり」は、自生地の北限とされ、森林公園で保護、育成管理をして います。また、やまゆりの種子を町民に配布する普及PR活動を行ってい ます。
	・町のキャラクターとして「千代丸くん」、観光協会のキャラクターとして

[※]パブリックコメント制度:計画などを策定した際、その案を公表し、広く住民のみなさんから意見や情報を募集する制度です。

「するめ~」があり、町内、町外のイベントに積極的に参加しています。

課題	施策
●移動町長室等については、手法や時間設定について改善が必要です。●今後も各町内会と連携し、町民の声をまちづくりに反映させることが必要です。	①移動町長室や連絡担当職員などを通じて、町民の声を聞き、まちづくりに反映させるよう努めます。②広く町民の意見を聞くため、公共施設に「意見箱」の設置を進めます。
●公募委員が集まりにくかったり、パブリックコメントの意見が少ないなどの状況がみられます。	①公募やパブリックコメント制度などのPRを行い、町民が参画・協働しやすい体制づくりに努めます。②パブリックコメントを実施する際は概要版を配布するなど、内容の周知に努めます。
●議場における参画者(傍聴者)が議員と 討議できる環境整備が必要です。	①議場については、参画者(傍聴者)が議員と討 議できるよう環境整備を進めます。
◆やまゆりやまちのキャラクターを町内や 町外へPRすることにより、交流人口を 増加させる必要があります。	①やまゆり観賞会の実施や種子の配布のほか、町のホームページや広報により町花「やまゆり」の町民への普及や町外へのPRを進めます。②まちのキャラクターを活用した町の情報発信を積極的に行います。

4 行政運営

関連する 個別計画

- ●第4次職員定員管理適正化計画(平成27年度~34年度)
- ●第4次福島町行政改革大綱(平成27年度~34年度)
- ●福島町公共施設維持保全計画(平成27年度~34年度)

- ◎限られた人員と予算の中で、効率的かつ機能的に行政運営が行えるよう努めます。
- ◎町民が親しみやすい役場づくり、迅速で親切な窓口対応に努めます。

区分	現状
組織、機構	 ・平成24年度に組織を再編し、平成27年4月に一部機構の見直しを行いました。 ・平成26年度に策定した「第4次職員定員管理適正化計画」に基づき、職員の配置を行なっています。 ・地方公務員法の一部改正により、人事評価制度(能力及び実績に基づく人事管理の徹底等)が導入されます。
行政改革	・平成27年度からの「第4次福島町行政改革大綱」に基づき、行政改革を 進めています。
事務事業評価	・平成22年度より事務事業評価を試行しています。担当課による一次評価、庁内評価委員会による二次評価、まちづくり推進会議による外部評価 を実施し、結果を公表しています。
事務処理	 ・地方税電子申告システム、国税連携システム、戸籍電算化などにより、事務処理の効率化を進めています。 ・住民記録等電算処理システムにより、住民基本台帳・税・国保・介護・児童手当・選挙などの業務間の連携が図られています。 ・庁内のネットワーク化とグループウェアの導入により、職員のスケジュール管理や職員間の電子回覧、関係機関とのメール送受信など情報共有を効果的に行っています。 ・人口ビジョン・総合戦略の検証や定住施策の推進のための就業状況等を町独自の調査で把握できていません。

目標とする指標	現状/R 元	R2	R3	R4	R5
職員定員管理適正化計画に基づく 役場の職員数(人)	90	92	92	92	92
職員研修の年間開催数(回)	33	33	33	33	33

課題

施策

- 「職員定員管理適正化計画」との整合性 を図りながら、地方分権に伴う行政サー ビスのあり方を検討することが必要で
- ●業務体制が分かりやすく、より機能的な 管理職や職員の配置が必要です。
- ●人事評価制度設計及び関係団体との協議 が進んでおりません。
- ●今後は、国の動向や社会状況に柔軟に対 応しつつ、行政運営を行うことが必要で す。
- ●総合計画を踏まえながら、評価項目、様 式、方法等について改善していくことが 必要です。
- ●制度改正に対応するためのシステムの保 守や更新、耐用年数を経過した機器の更 新などが必要です。
- ●町が持っているデータにより、就業状況 等を把握するためのシステム構築が必要 です。

- ① 「職員定員管理適正化計画」に基づき、機構再 編を行います。
- ②事務処理の効率化と行政サービスの向上のた め、職員体制の充実を図ります。
- ③人事評価制度の構築及び関係団体との協議を進 め、平成29年1月導入に向け取り組みます。
- ①「福島町行政改革大綱」に基づき、効率的かつ 効果的な行政運営に努めます。
- ①事務事業の評価結果をもとに事務事業の改善を 行います。
- ①導入済みのシステムを活かし、効率的な事務処 理を行います。基幹システムについては他の業 務とあわせて更新します。
- ②システム運用以外の業務についても、職員間で 事務改善による効率化を図ります。
- ③町で管理しているデータを活用し、就業状況等 を把握するためのシステムを構築します。
- ④サイバー攻撃が急速に複雑・巧妙化している 中、マイナンバー制度及び町の行政に重大な影 響を与えるリスクも想定されることから、国の 指針等に基づき、情報セキュリティの抜本的な 強化を図ります。

区分	現状
職員研修	・毎年30名前後の職員が指導、管理等の各種能力向上や先進地等視察研修により、職員個々の能力向上を図っています。 ・道派遣研修など、長期研修が10年以上実施されていません。
公共施設、庁舎など	・「公共施設維持保全計画」に基づき、長期視点をもって、予防保全等による長寿命化、統廃合、再配置などを計画的に進めています。また、維持保全に関する新たな基金を創設し、適正な管理に努めています。 ・役場庁舎外壁・屋根については、平成25~26年度に結露防止、外壁と屋根の改修を行いました。 ・「福島町公共施設の指定管理者に関する手続き条例」を、平成27年12月に制定しています。
公用車	・現在25台の公用車を保有しています。 ・公用車による出張を促進し、経費の削減に取り組んでいます。

課題	施策
●道派遣などの長期間の研修参加については、職員数が減少する中、厳しくなっています。●若手職員の更なる能力向上が必要です。	①職員の職務に応じた能力向上のため、研修体制の充実を図ります。②業務調整などにより、長期研修に参加できる体制を構築し、平成28年度より北海道との交流及び派遣研修を実施し、職員研修の充実を図ります。
 ●町の現状に合った施設の維持管理、整備を進めるとともに、国の要請である「公共施設等総合管理計画」の策定が必要となっています。 ●公の施設の管理に民間の活力を活用しつつ、住民サービスの向上とトータル的なコスト削減をめざした指定管理を進める必要があります。 	 ①国の「公共施設等総合管理計画」の内容等をふまえ、本町における計画策定を進めます。 ②上記①をふまえ、町の「公共施設維持保全計画」の見直し、公共施設配置について再検討します。 ③「地域防災計画」をふまえ、公共施設の耐震化を推進します。 ④「公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例」に基づき、民間による施設管理に向けて環境整備を図ります。
●出張利用により使用頻度が高くなっているため、消耗品の交換増や修理回数が増加しています。	①安全性と環境に配慮した車両の管理、更新を計 画的に進めます。

5 財政運営

関連する 個別計画 ●第2次福島町まちづくり行財政推進プラン (平成28年度~31年度)

- ◎財政計画に基づき、計画的で健全な財政運営を行います。
- ◎財政運営の状況について、町民に分かりやすく公表します。

区分	現状
財政運営	 「まちづくり行財政推進プラン」に基づき、財政運営が進められています。 ・原則として、総合計画に登載された事業について、予算化することとしています。 ・計画推進のために毎年度基金から繰入れし、予算編成している状況にあります。
健全化に向けた取り組み	・事業の縮小や大型事業の起債償還終了などにより、起債残高は減少しています。・平成26年度より町税等の納付がコンビニエンスストアでも可能となりました。

目標とする指標	現状/R 元	R2	R3	R4	R5
財政調整基金の残高(百万円)	1,208	1,157	1,121	1,062	1,016
町税収納率(%)	91	91	91	91	91
経常収支比率(%)	90%以下	90%以下	90%以下	90%以下	90%以下
実質公債費比率(%)	15%以下	15%以下	15%以下	15%以下	15%以下
広報等による財政状況の公表回数 (回)	2	2	2	2	2

課題	施策
●「まちづくり行財政推進プラン」の見直しが必要です。●財政調整基金の適切な運用が必要です。基金残高の基準となるものを設定することが必要です。	①財政推計に基づく、計画的で持続可能な財政運営を基本としながら、取り巻く環境の変化、行政需要の変化に柔軟に対応できるようにします。②政策と財政の両立を図るため、「財政運営基準(仮称)」を検討し公表します。③公会計制度の改正など国の動向をふまえながら財務管理を行います。
 ●少子高齢化とともに税収も落ち込んでおり、自主財源の確保については、厳しい状況が続いています。 ●防災行政無線・消防無線のデジタル化など大型事業に係る起債発行による公債費の増加が見込まれています。 ●補助事業の積極的な活用や適正な受益者負担の見直しなど、引き続き財源の確保が必要です。 	 ①口座振替の推奨や「コンビニ収納」のPRによる納期内納付の勧奨、滞納処分強化等により、町税収納率の向上に努めます。 ②国や北海道、その他の補助制度、交付金を効果的に活用します。 ③使用料及び手数料等の適正化に努めます。 ④総合計画に基づく計画的な事業実施により、公債費を抑制します。 ⑤徹底したコストの見直しにより、引き続き経常経費を抑制します。

6 広域行政

【基本目標】

◎関係自治体や団体等との連携を深め、広域的に取り組むことにより、より効率的、効果的に成果が得られるよう努めます。

区分	現状
一部事務組合、広域連合	・一部事務組合については、「渡島西部広域事務組合」で消防業務や衛生業務、排水処理業務を行っているほか、「渡島・檜山地方税滞納整理機構」で市町税の滞納整理などが行われています。 ・広域連合については、渡島管内の1市9町(松前町、福島町、知内町、木古内町、北斗市、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町)で「渡島廃棄物処理連合」を構成し、ごみの広域処理を行っています。
その他の広域行政	 ・「定住自立圏構想」に基づき、函館市を中心とした2市16町で「定住自立圏形成協定」を締結し、具体的な連携について協議をしています。 ・これまで渡島総合開発期成会で要望を続けてきた松前半島道路の整備促進をより強くアピールするため「松前半島道路建設促進期成会」を再構築しました。 ・北海道新幹線開業に向け、渡島・檜山地区9町合同で「新幹線木古内駅活用推進協議会」を設置し、広域観光ルートの形成に向けた取り組みをしています。 ・北海道新幹線の建設を促進するため「北海道新幹線建設促進道南地方期成会」を結成し、渡島、檜山の総合開発期成会をはじめ、道期成会や青森県等関係団体と連携し、札幌までの早期完成に向け要望活動等を行っています。 ・青森県、北海道及び新青森・新函館北斗間を中心とした関係市町村や関係団体で「青函共用走行区間高速走行早期実現協議会」を設立し、青函トンネル内の共用区間の全ダイヤ高速走行の実現に向け、要望活動を行うこととしています。 ・平成20年度から、75歳以上が加入する後期高齢者医療は、北海道後期高齢者広域連合が保険者として運営されています。また、渡島西部4町では、介護及び障害の各認定審査会が共同設置されています。 ・国民皆保険を支える重要な基盤である国民健康保険事業は、現在、各市町村で運営していますが、安定的な財政運営や効率的な事業確保のため、平成30年度より都道府県による広域化が予定されています。

目標とする指標	現状/R 元	R2	R3	R4	R5
共同で行っている事務・事業の件数(件)	20	20	20	20	20

課題	施策
●渡島西部広域事務組合の職員構成について、構成町と協議し、体制を確立していく必要があります。	①構成する自治体と連携し、効率的で効果的な業 務運営を行います。
 ●「定住自立圏構想」などの協議会、期成会は、各関係機関との連携した取り組みを進めていくことが必要です。 ●国民健康保険事業について、当町の加入者は、低所得者が多いうえ、年齢が比較的高いことで医療費水準が高い状況にあり、高額医療費の発生等、多様なリスクにより赤字決算や保険税の上昇が懸念されます。 ●厳しい財政状況に対応するため、新たに広域行政が可能な事業を近隣町等と連携しながら検討する必要があります。 	 ①構成する自治体と連携し、広域的な課題の解決に努めます。 ②地域高規格道路「松前半島道路」の建設促進に向け、関係機関と連携し、要望活動を行います。 ③新幹線関連の協議会等については、関係機関と連携し、青函トンネル内の共用区間の高速走行実現、また、札幌までの早期完成に向け、要望活動等を行います。 ④平成30年度からの都道府県による国民健康保険事業の広域化に向けた対応を進めます。また、介護等の認定審査会は渡島西部4町共同で引き続き実施します。 ⑤新たに広域行政が可能な事業について、近隣町等と連携しながら引き続き検討します。

IV 資料編

(1)福島町総合計画の策定と運用に関する条例

平成25年6月21日 条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、福島町まちづくり基本条例(以下「基本条例」という。)第18条に基づく福島町総合計画(以下「総合計画」という。)の策定と運用に関する基本的な事項を定めることにより、町が進める政策等の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とします。 (総合計画の位置付け)

第2条 総合計画は、まちづくりの最上位の計画であり、町が進める政策等の根拠となる計画です。

(総合計画の名称)

- 第3条 総合計画の名称は、「第 次福島町総合計画 年度~ 年度」とします。 (総合計画の体裁等)
- 第4条 総合計画は、町が進める政策等について、町民が容易に理解できるよう配慮された体裁とし、町民が簡便な方法で入手できるものとします。

(総合計画の体系)

- 第5条 総合計画は、計画期間を原則8年とする基本構想、基本計画、実施計画で構成し、議会の 議決対象とします。
- 2 前項のほか、各事業の政策発生源や事業内容、進行管理をするための事業進行管理表を作成します。

(基本構想)

- 第6条 基本構想は、町政運営の理念と基本的な政策の方向性や将来目標を定めるほか、次の各 号により構成します。
 - (1) 計画の期間及び構成
 - (2) 計画の財源
 - (3) 財政の健全化に向けた方策
 - (4) 策定及び改定の手続き
 - (5) 進行管理方法
 - (6) その他必要と認めるもの

(基本計画)

- 第7条 基本計画は、基本構想に定めた将来目標達成のための分野別の基本目標を定めるほか、 次の各号により構成します。
 - (1) 現況と課題
 - (2) 基本目標
 - (3) 主要施策の方向性
 - (4) その他必要と認めるもの

(実施計画)

- 第8条 実施計画は、原則として前期4年の実施計画と、後期4年の展望計画により構成し、後期 実施計画は、前期実施計画の4年目に策定します。なお、実施計画への登載は、原則として事 業費が100万円以上の事業とします。
- 2 実施計画は、具体的な事業目的や財源調達が見込まれた政策等により構成します。
- 3 展望計画は、実施計画後の将来を展望する政策や緊急性の低い政策等で構成します。 (事業進行管理表)

- 第9条 事業進行管理表は、事業の具体的内容や進捗状況等を記載するものとし、基本条例第18 条第3項に基づく町民への公表資料とします。
- 2 町は、第14条に基づく政策等の追加、変更、廃止が生じた場合は、それぞれの政策等について、その年度及び理由を記載し計画の進行管理をします。

(行政評価)

- 第10条 町は、基本条例第20条第2項に基づき、次の各号の行政評価を行います。
 - (1) 基本構想 政策評価
 - (2) 基本計画 施策評価
 - (3) 実施計画 事務事業評価

(総合計画の策定手順)

- 第11条 町は、計画の策定過程等を明らかにするとともに、策定の進行状況に応じ、広く町民参画の上で意見反映をし、計画策定を進めます。
- 2 総合計画は、政策等の実効性の確保のため、福島町まちづくり行財政推進プランをはじめとする各分野の計画等との整合性を図ります。
- 3 町長は、町民等との懇談会やアンケート調査、パブリックコメント等に基づき総合計画原案 (以下「計画原案」という。)を作成し、福島町総合計画審議会(以下「審議会」という。)に計 画原案を諮問します。
- 4 審議会は、町長から諮問された計画原案について、慎重な審議を行い、町長に答申します。
- 5 町長は、審議会の答申を受け総合計画案を策定し、議会に提案します。
- 6 議会は、福島町議会基本条例の規定に基づき、総合計画の策定に関わるとともに審議を行うものとします。

(情報提供)

第12条 町は、基本条例第25条に基づき、総合計画の策定や推進に当たり、町民に対し分かりやすい資料を提供します。

(総合計画と予算の原則)

第13条 町が進める政策等は、総合計画に基づき予算化することを原則とします。

(総合計画の見直し)

- 第14条 町は、次の各号のいずれかにより総合計画の変更が必要と判断した場合は、政策等の追加や変更、廃止等、総合計画を見直すことができるものとします。
 - (1) 自然災害等の緊急事態
 - (2) 国の経済・財政対策等の緊急政策への展開
 - (3) 社会経済情勢の急激な変化への対応
 - (4) 町長が交代し、その公約を反映する場合
 - (5) その他町長が特に認める場合
- 2 前項の自然災害時等に関わらず、毎年度、事業のローリングを実施します。なお、ローリングによる議決対象事業は、事業費の20%又は100万円以上の増減が生じた事業とします。 (各政策分野の計画)
- 第15条 福島町議会基本条例第11条で定める各政策分野の計画の策定又は改定については、総合 計画との関係を明らかにし、十分な整合性を図るものとします。

附則

この条例は、公布の日から施行します。

(2)福島町総合計画審議会委員名簿

【敬称略】

役職	部会	氏名	所属等
会長	経済福祉	小笠原 幸 助	商工会推薦
副会長	総務教育	平沼竜平	教育委員会推薦
部会長	総務教育	丁子谷 雅 男	社会福祉協議会推薦
部会長	経済福祉	中塚徹朗	学識経験者
副部会長	総務教育	村 山 和 治	文化団体協議会推薦
副部会長	経済福祉	阿部国雄	漁業協同組合推薦
	総務教育	花 田 忍	町内会連合会推薦
	総務教育	原田恵悦	町内会連合会推薦
	総務教育	鶴間弘幸	学識経験者
	総務教育	住 吉 数 雄	学識経験者
	総務教育	佐々木 祥 代	公募
	経済福祉	佐藤貴之	農業委員会推薦
	経済福祉	笈 川 和 明	森林組合推薦
	経済福祉	山本悦子	ふくしま女性の会推薦
	経済福祉	山 名 連	公募
	経済福祉	土屋稔代	公募

(3) 答申書

答 申 書

平成28年2月8日

福島町長 鳴 海 清 春 様

福島町総合計画審議会 会長 小笠原 幸 助

平成27年12月8日付で諮問のありました、第5次福島町総合計画基本構想(案)、基本計画(案)及び実施計画・展望計画(案)について、慎重に審議した結果、下記のとおり審議会の意見を付して答申します。

なお、貴職におかれましては、本計画を速やかに決定のうえ、総合的かつ計画的な町政運営を着実に遂行され、目標が達成できるよう最善の努力をされることを期待します。

記

1. 基本構想

まちづくりのテーマと5つの基本方向で構成される全体の体系及び計画終了 年次の目標人口並びに財政調整基金の維持方針については、妥当と考える。

2. 基本計画

基本構想に基づいた区分毎の施策及び具体的な数値目標は、町民に分かりやすく、妥当と考える。

3. 実施計画・展望計画

基本計画の施策に対応した計画であり、各事業の財源対策も整理されており、妥当と考える。

4. その他

諮問後の状況変化及び町民説明会における意見等も精査のうえ、本計画を決 定していただきたいこと。

第5次福島町総合計画基本計画

【計画期間 平成28年度~平成35年度】

発行 北海道福島町

〒049-1392 北海道松前郡福島町字福島 820 番地 TEL: 0139-47-3001